

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

5

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

総合保養地域整備基本構想に関する主務大臣協議の廃止等

提案団体

鳥取県、兵庫県、和歌山県、全国知事会

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

総合保養地域整備基本構想について、主務大臣への協議を廃止する等、廃止手続きを簡素化する。

具体的な支障事例

平成31年1月末現在で29道府県で30の基本構想が策定されているが、全国的に休止状態となっているものが多い。そのため、多くの道府県が基本計画の廃止や見直しを検討しているが、廃止等に当たっては、政策評価を行った上での主務大臣への同意付き協議を行う必要があり、手続きが進んでいない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の負担軽減、効率化につながる。

根拠法令等

総合保養地域整備法第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、岡山県、福岡県

—

各府省からの第1次回答

総合保養地域整備法は、ゆとりある国民生活のための利便の実現、総合保養地域及びその周辺地域の振興を目的に昭和62年に制定されている。

同法では、都道府県は関係市町村に協議した上で基本構想を作成することとされている。また、基本構想について、主務大臣（総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣）に協議し、同意を得ることができるとされているが、現在の基本構想は全て主務大臣の同意を得ているところ。

市町村や主務大臣の同意を得られた基本構想の廃止にあたっては、

・適切な政策評価が実施されているか、関係市町村や民間事業者等との調整が十分に行われているか等の廃止に至るまでのプロセス

・都市計画や農業振興地域整備計画に基づく地区指定への影響や、廃止後の環境への配慮をどのように行うか等基本構想廃止の影響

を確認するため審査が必要である。

このため、政策評価を行った上での主務大臣協議は必要な手続きと考えている。なお、現在までに 12 の基本構想が主務大臣の同意を得て廃止されている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

社会経済情勢が総合保養地域整備法制定時(昭和 62 年)、基本方針見直し時(平成 16 年)から変化する中、同意基本構想の廃止に係る事務負担が過大ではないか。

具体的には、第 1 次回答では、「廃止に至るまでのプロセス」や「基本構想廃止の影響」について確認するため国の審査が必要とのことであるが、すでに多くの同意基本構想が休止状態にある実態に鑑みれば、そうした確認事項について廃止に当たって改めて国の審査を経る必然性は失われているのではないか。

総合保養地域整備法に同意基本構想の廃止に関する規定がないにも関わらず、廃止を変更の一類型と解して取り扱い、同意付き協議を義務付けるとともに、具体の廃止手続について詳細に定め、その中で負担感の大きい政策評価を求めていることは不相当ではないか。

以上の理由により、廃止の手続を変更とは別途定め、例えば同意付き協議ではなく届出とするなど、より簡易な手続とすべきではないか。

また、届出となった場合においては、同意基本構想の廃止に当たって道府県に提出を求める書類について、基本構想の実現性が見込まれないことを確認するために必要な書類を最小限としていただきたい。

さらにどのような書類が必要であるかについては、同意基本構想を廃止しようとする道府県の事務負担が可能な限り軽減される方向で検討していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

総合保養地域整備基本構想の廃止に係る手続については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

第 1 次回答、第 1 次ヒアリングでは、廃止手続に際し、道府県に提出を求める書類について、自治体の負担軽減について検討することであったが、必要最低限に限るよう抜本的に見直されたい。

第 1 次ヒアリングでは、同意基本構想は策定時に主務大臣の同意を得ているからその廃止に当たっても主務大臣協議が必要との説明であったが、廃止の場合は道府県が国の支援を受けることはなくなるのだから、協議を義務付ける必要はなく、例えば届出で足りるのではないか。

現行制度では廃止を変更の 1 類型と解して変更の手続を廃止に準用しているが、総合保養地域整備法制定時(昭和 62 年)においては基本構想を廃止すること自体想定されていなかったのではないか。そうだとすれば、廃止の手続について同法の制約はなく、通知等により廃止の手続を新たに定めても問題ないのではないか。

各府省からの第 2 次回答

提案団体及び提案募集検討専門部会からのご意見を踏まえて、

- ①提出を求める書類を必要最低限にすること
 - ②道府県基本構想の廃止手続を主務大臣同意ではなく届出により可能とすること
- の 2 点の観点から、以下のとおり回答する。

①提出を求める書類を必要最低限にすること

廃止手続きに係る道府県の負担軽減を図ることは必要と考えており、主務大臣協議を行うにあたり、通知によって道府県に提出を求める書類については、必要最低限な書類に限るなどの見直しを行ってまいり所存。

具体的には、①各特定施設の整備予定がないこと、②関係市町村・民間事業者等からの反対がないことなど、基本構想の実現性が見込まれないことを確認するための必要最低限な書類をもって「政策評価」と見なすことなどを想定している。

引き続き、道府県にとって負担となっている具体的な内容もお伺いしながら検討を行い、できる限り早期に通知の発出を行ってまいりたい。

②道府県基本構想の廃止手続きを主務大臣同意ではなく届出により可能とすること

現行法令上、道府県基本構想については作成及び変更のみが規定されているところ。廃止の手続きを変更とは別に定める場合は、法改正が必要となり、作成時に主務大臣からの同意を得た基本構想の廃止手続きを届出とすることが法制的に問題ないかの検討をはじめ改正手続きに多大な時間を要するものと思慮。

一方、法改正によらず、通知等によって道府県基本構想の廃止を届出で可能とする場合は、法令上根拠のない届出義務を通知により自治体に課すことは適当ではないため、「届出を求める」内容の通知になるものと認識。このような任意の届出でもって基本構想を廃止することの是非についても、法制的な整理が必要と考えているところ。

このため、現時点では同意手続きを廃止し届出とすることが可能かお示しできないが、引き続き、抜本的な制度改正についても検討を行ってまいりたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【総務省(19)】【農林水産省(9)】【経済産業省(5)】【国土交通省(24)】

総合保養地域整備法(昭62法71)

総合保養地域整備法に基づく基本構想(5条1項)を廃止する場合の手續については、道府県の事務負担を軽減するため、主務大臣への協議を廃止し届出とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

25

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

農村地域防災減災事業における交付決定前着手が認められる対象範囲の拡大

提案団体

福岡県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農村地域防災減災事業を活用して行う、ため池の劣化状況及び地震耐性評価に係る調査業務等のソフト事業についても、ハード事業と同様に、交付決定前着手が可能となるよう制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

農村地域防災減災事業における事業の着手については、農林水産省通知(令和元年11月1日付元農振第1992号農林水産省農村振興局長)により、原則として国からの補助金交付決定通知を受けて行うこととされているが、「公益上真にやむを得ない理由」による場合は、事前に届け出ることにより、例外的に交付決定前着手が認められている。

しかし、交付決定前着手が認められる場合は、農林水産省事務連絡(令和2年4月1日付農林水産省農村振興局整備部)別紙において、「緊急的に堤体改修等を実施するもの」とハード事業に限定されており、調査等のソフト事業は現状認められていない。

【支障事例】

農村地域防災減災事業を活用して行う、ため池の劣化状況及び地震耐性評価に伴うため池の漏水調査については、本来ため池の貯水状態が良い5月頃に実施することが望ましいが、現行の補助金交付決定後の着手では、例年6月頃の事業着手とならざるを得ず、着手時期が遅れることで正確かつ効果的なため池の漏水調査が実施できていない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

ため池の貯水状態の良い時期に漏水調査を実施することで、より効果的な調査が可能となり、災害の発生を未然に防ぐことができる。

根拠法令等

土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについて(令和元年11月1日付け元農振第1992号農林水産省農村振興局長通知)、土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の運用について(令和2年4月1日付け農林水産省農村振興局整備部事務連絡)、農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)、農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、宮城県、水戸市、川崎市、長野県、京都府、鳥取県、宮崎県、延岡市、沖縄県

○当県では、ため池保全管理サポートセンターにて、劣化状況調査をかんがい期と非かんがい期の2回実施しているが、現行の補助金交付決定後の着手では、例年6月頃の事業着手とならざるを得ず、着手時期が遅れることで正確かつ効果的なため池の漏水調査が実施できていない。

○一般競争入札を採用する自治体が増えたことにより、交付決定から調査着手までの期間を確保する必要性が生じていることから、適期調査のための決定前着手の要望が増えてきている。調査期間の確保は調査精度を高めることにつながるのではないかと。

○防災事業は、ソフト及びハード対策とも、特に緊急性が求められることから、早期着手が図られるよう、柔軟に交付決定前着手を認めていただければ幸いです。（当県はソフト対策であっても、早期の状況確認を目的として、交付決定前着手を行っている）

各府省からの第1次回答

事業の着手は、原則として国からの補助金交付決定通知を受けてから行うものとしているが、「土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについて（令和元年11月1日付け元農振第1992号農林水産省農村振興局長通知）」に基づき、農村地域防災減災事業実施要綱第3の2の事業（ため池の劣化状況評価や地震耐性評価を含む）については、交付決定前に着手する必要がある場合、その理由等を具体的に明記した交付決定前着手届をあらかじめ提出することとしている。

その際、「土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の運用について（令和3年4月1日農林水産省農村振興局整備部課長補佐事務連絡）」においては、「緊急的に堤体改修等を実施するもの」などの別紙に掲げる事例に該当しないものについても、個別に内容を確認し、公益上真にやむを得ない理由により交付決定前に着手する必要があるか判断することとしており、個別に相談いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ため池の劣化状況調査等のソフト対策が交付決定前着手の対象外とされていることで、適切な時期に調査ができず、ため池の漏水や損傷などの状況確認の遅れや適切な設計等が行えないことにより、ため池決壊による人命への影響や農業用水不足など、多大な被害が発生することも考えられるため、ため池の劣化状況調査等のソフト対策も交付決定前着手の対象としていただきたい。

なお、当県では過去に、ため池の劣化状況調査等のソフト対策が、「土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の運用について（令和3年4月1日農林水産省農村振興局整備部課長補佐事務連絡）」の別紙の4農村地域防災減災事業(3)に記載されている「緊急的に堤体改修等を実施するもの」の「等」に含まれるのかについて九州農政局に個別相談したところ、緊急的な工事などのハード整備が対象であり、ソフト対策は対象外との回答を得ている。したがって、貴省からの第1次回答のとおり個別相談したとしても、過去同様にソフト対策は対象外との結果になることが想定されることから、支障の解決にはならない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【水戸市】
ため池の満水時が年に一時期の場合、交付決定前着手が不可となると、次年度での調査が必要となることから、事業の繰り越しについて柔軟な対応をお願いしたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

通知を發出し、ため池の劣化状況及び地震耐性評価に係る調査業務等ソフト事業を含めて、農村地域防災減災事業実施要綱の第3の2に規定する事業については、「土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについて（令和元年11月1日付け元農振第1992号農林水産省農村振興局長通知）」に基づき、公益上真にやむを得ないと認められる理由がある場合、交付決定前着手届を提出した上で、交付決定前に事業

着手することが認められている旨、周知する。また、ため池で行う満水位における堤体からの漏水量調査等、調査期間が限定されることから交付決定前に事業に着手しなければならないものについては、交付決定前着手が公益上真にやむを得ないと認められるものに該当する旨、周知する。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(16)土地改良事業関係補助金

土地改良事業関係補助事業のうち、農村地域防災減災事業の補助金交付決定前着手の取扱いについては、以下に掲げる事項について明確化し、地方農政局及び地方公共団体に通知する。

・ため池の劣化状況及び地震耐性評価に係る調査業務などのソフト事業を含む、「農村地域防災減災事業実施要綱」(平 25 農林水産事務次官)第3の2に規定する事業については、公益上真にやむを得ない事情があると認められる場合は、補助金交付決定前の事業着手が可能であること。

・ソフト事業のうち、特に、満水位のため池における堤体からの漏水量調査等は、調査期間が限定されるため、公益上真にやむを得ない事情があると認められ、補助金交付決定前の事業着手が可能であること。

[措置済み(令和4年11月4日付け農林水産省農村振興局整備部設計課長、水資源課長、農地資源課長、地域整備課長、防災課長通知)]

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

73

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

農山漁村振興交付金に係る調査等を都道府県を経由せずに実施すること

提案団体

岡山県、宮城県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農山漁村振興交付金のうち、国が都道府県予算を経由せず、市町村や民間事業者等の事業を直接補助するものについては、その要望量調査等も、県を経由せず、国が直接実施するよう求める。

具体的な支障事例

農山漁村振興交付金のうち、国が直接補助する事業に係る要望量調査や整備した施設の利用実績調査については、実施要領や交付要綱等に都道府県を経由する旨の記載がないにも関わらず、運用として国から都道府県に調査依頼がきている。交付金を申請するために必要な農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条に基づく活性化計画の策定等は県を経由していないため、都道府県では事業の詳細を把握していない。要望量調査等に関する市町村からの問合せに不明点がある際は国に問合せをしており、業務が煩雑となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

調査に係る事務の執行が都道府県を経由せずに可能となり、都道府県においては事務負担の軽減が図られる。市町村においては、国への直接の問合せが可能となり、事務の迅速化・効率化が図られる。

根拠法令等

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律、農山漁村振興交付金交付等要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県、鳥取県、島根県、徳島県、大分県

○国が直接交付している事業について、事業評価の調整と取りまとめ報告の依頼もあった。交付事業に関する書類等が県には無く、かつ事業の詳細も把握していないため、提出書類の記載方法など市町村からの問い合わせに際して国に問合せをするなど業務が煩雑となっている。

○旧活性化整備対策における国の直接採択地区についても、要望量調査や活性化計画策定にあたる内容確認・修正等の依頼が県を経由しており、業務が煩雑になっている。

各府省からの第1次回答

御指摘のとおり、事業実施に当たっては国から市町村に直接支援するケースがあるため、施設の利用実績調査

等、市町村からの申請を受理した後に必要となる調査については、国から市町村に直接照会することを徹底する。事業実施前の要望量調査は、次年度の予算要求の基礎資料となるため、これまで通り都道府県から市町村に調査の周知をお願いしたいが、調査の回数・方法等により都道府県の負担軽減に努めてまいりたい。事業実施に際して市町村に直接支援できる農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業）【定住促進対策型・交流対策型】について、申請後は都道府県を経由せずに資料等を国と市町村でやり取りしているケースもあるため、施設の利用実績調査等、市町村からの申請を受理した後に必要となる調査については、国と申請市町村で直接照会、やり取り等を行うことを徹底する。

なお、次年度に向けた要望量調査は、次年度の予算要求の基礎資料として利用しており、悉皆的に市町村の要望を把握する必要がある。今後、市町村に要望がある場合、農林水産省のホームページにアクセスし、直接アンケートフォームに記入いただく方式に変更するので、都道府県においては、引き続き要望量調査の管内市町村への周知について、ご協力をお願いしたい。ただし、(1)これまで複数回実施していた回数を見直し必要最小限とする、(2)調査内容等の照会は農林水産省に直接行ってもらうよう明示する、といったことを実施し、都道府県の負担軽減に努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答で示された事務負担軽減の早期実現に向け、検討をお願いしたい。

また、要望量調査のアンケート方式への変更については賛同するが、市町村事務の負担増とならないようにするとともに、アンケート結果や施設の利用実績等の情報提供をお願いしたい。

なお、第1次回答で記載のあった、要望量調査の市町村への周知については協力する考えであるが、複数ある事業メニューについて一括して調査依頼するなど、都道府県の事務負担軽減に配慮願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国市長会】

事業実施主体が民間事業者であっても市町村が活性化計画を作成する必要があるため、県と情報を共有するために県を経由した要望量調査は一定の意義があるとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

各府省からの第2次回答

施設の利用実績調査等、市町村からの申請を受理した後に必要となる調査については、令和5年度5月頃に予定している次回調査から、計画主体が市町村である場合は国から市町村に直接調査依頼を行うことを徹底する。

事業実施前の要望量調査については、令和5年度4月頃に予定している次回調査から、農林水産省ホームページ内アンケートフォームのリンク先を記載した事務連絡を国から都道府県に対し発出する方法とし、都道府県においては、管内市町村への周知をお願いしたい。

施設の利用実績調査等及び要望量調査の結果の概要については、関係する都道府県に情報共有を図ることとしたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(17)農山漁村振興交付金

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業のうち定住促進対策型及び交流対策型）に関する調査等については、都道府県の事務負担を軽減するため、令和5年度実施予定の調査から、当該交付金を国が市町村に直接交付する事業に係る調査は都道府県を経由せず国が直接実施するなど、運用の改善を図る。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

103

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」の施行に伴う「有機農業の推進に関する法律」に基づく「推進計画」の整理

提案団体

新潟県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく基本計画において、有機農業の推進に関する施策についての計画を盛り込むことで、「有機農業の推進に関する法律」で定める「推進計画」に替えることができるよう求める。

具体的な支障事例

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」の施行により、都道府県は市町村と共同で「基本計画」を策定することとなり、「有機農業の推進に関する法律」で定める「推進計画」等との整合が求められる。これら2つの計画は内容面での重複が多いことが予想され別々の策定作業は負担となる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県における事務負担が軽減される。

根拠法令等

有機農業の推進に関する法律第7条第1項、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第16条第5項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、秋田県、埼玉県、徳島県、宮崎県

○「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」における有機農業の定義と、「有機農業の推進に関する法律」における有機農業の定義が同一である場合は、計画内容の大部分が重複し、また、それぞれの法律に基づき計画策定及び評価を行う必要があるため、事務負担が大きくなることが想定される。このため、計画の内容や手続き等をできる限り簡素化し、地方公共団体の裁量等に委ねられるよう求める。

○有機農業は、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかとなっており、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第16条に定める「基本計画」と内容の重複が多いことが想定される。「基本計画」の作成・変更にあたっては、関係する機関との協議を行い計画を作成・変更することになると予想されるが、同じような内容の協議を2度行うこととなり、事務作業の

負担が多くなる。

各府省からの第1次回答

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(以下「みどりの食料システム法」という。)第16条第1項に基づく基本計画の中で、有機農業の推進に関する施策を包含して定める場合には、都道府県の裁量により、当該計画を有機農業の推進に関する法律(以下「有機農業推進法」という。)第7条第1項に基づく推進計画として位置付けていただくことが可能と考えている。

また、みどりの食料システム法に基づく基本計画の作成に当たっては、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、有機農業推進法の推進計画をはじめ、地方公共団体が既に作成している既存の計画等(地方公共団体が独自に作成している計画、計画と同様の性質を有する戦略、大綱、方針その他の文書を含む。)を活用することが可能である旨を、既に地方公共団体に周知しているほか、今後、みどりの食料システム法第15条に基づき国が策定する基本方針においてもその旨を明記する考えであり、地方公共団体の事務負担にも配慮しながら運用してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(以下「みどりの食料システム法」という。)第16条第1項に基づく基本計画の中で、有機農業の推進に関する施策を包含して定める場合には、都道府県の裁量により、当該計画を有機農業の推進に関する法律(以下「有機農業推進法」という。)第7条第1項に基づく推進計画として位置付けることが可能なのであれば、その旨を通知等で明確に示してほしい。

また、みどりの食料システム法に基づく基本計画の作成に当たっては、有機農業推進法の推進計画をはじめ、地方公共団体が既に作成している既存の計画等を活用することが可能である旨、みどりの食料システム法第15条に基づき国が策定する基本方針においてもその旨を明記する考えとのことだが、その際は、地方公共団体が判断に迷うことがないように、明確に記載してほしい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

農林水産分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

みどりの食料システム法第16条第1項に基づく基本計画の中で、有機農業の推進に関する施策を包含して定める場合には、都道府県の裁量により、当該計画を有機農業推進法第7条第1項に基づく推進計画として位置付けることが可能である旨を通知等で明確に示していただきたい。

みどりの食料システム法に基づく基本計画の作成に当たっては、有機農業推進法の推進計画をはじめ、地方公共団体が既に作成している既存の計画等を活用することが可能である旨、みどりの食料システム法第15条に基づき国が策定する基本方針においてその旨を明記する考えとのことだが、その際は、地方公共団体が判断に迷うことがないように、明確に記載いただきたい。

各府省からの第2次回答

一次回答を踏まえた提案団体からの御見解等を踏まえ、有機農業推進法に基づく推進計画の取扱いに関する通知を速やかに発出し、みどりの食料システム法第16条第1項に基づく基本計画の中で、有機農業の推進に関する施策を包含して定める場合には、都道府県の裁量により、当該計画を有機農業推進法に基づく推進計画として位置付けることが可能である旨を明確化することとしたい。

また、みどりの食料システム法に基づく基本計画の作成に当たっては、有機農業推進法の推進計画をはじめ、地方公共団体が既に作成している既存の計画等を活用することが可能である旨について、都道府県及び市町村への説明会等において丁寧に説明を行った上で、同法第15条第1項に基づく国の基本方針、制度運用に係るガイドライン(通知)にも明確に記載したところである。

今後とも、有機農業推進法に基づく推進計画の策定やみどりの食料システム法に基づく基本計画の作成に当たっては、各地の状況に応じた伴走支援に努めてまいりたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

5【農林水産省】

(14)有機農業の推進に関する法律(平18法112)

有機農業の推進に関する施策についての計画(7条。以下この事項において「推進計画」という。)については、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画(環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令4法37)16条。以下この事項において「基本計画」という。)に有機農業の推進に関する施策を含めて定める場合には、当該基本計画を推進計画として位置付けることが可能であることを明確化し、都道府県に通知する。

[措置済み(令和4年10月11日付け農林水産省農産局農産政策部農業環境対策課長通知)]

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

125

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

林地台帳の作成・更新に関する事務について住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とする見直し

提案団体

福井市、福井県

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

森林法第 191 条の4に基づく林地台帳作成・更新事務において、相続等による新たな森林所有者情報を円滑に取得できるよう、住民基本台帳法別表に当該事務を追加し、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

市区町村は、意向調査や経営管理権集積計画の策定等において、対象となる森林所有者の氏名及び住所等を特定するために、森林法第 191 条の4に基づく林地台帳を基礎データとして活用している。
現在、本市における林地台帳の作成・更新は、法務局から提供された不動産登記簿情報や登記済通知書情報、課税部局から提供された固定資産課税台帳等の情報をもとに行っている。
しかしながら、課税されていない山林は、固定資産課税台帳では正確に確認できない場合があり、依然として戸籍謄本や住民票等の公用請求により、森林所有者の氏名及び現住所を特定し、林地台帳を更新している。
また、森林所有者が転出をしている場合は、現住所を特定するまでにさらなる調査を行う必要がある。さらに、森林所有者が死亡している場合は、戸籍謄本、除籍謄本等を当該対象市区町村に対して公用請求を行い、法定相続人を調査する必要がある、林地台帳の更新に多くの業務時間を費やしている。本市においても特に事務負担の大きい市外への郵送請求は毎年度 150～200 件程度行っており、法定相続人が何代にもわたる場合や転籍等を繰り返すなど調査が長期化し、法定相続人全員の現住所の特定に8カ月を要した事例もある。
加えて、森林所有者特定のための公用請求に係る業務は、今後、全国的にもさらに増大していくことから、公用請求を受ける各市区町村の戸籍・住基担当課では、多大な事務量が過重な負担となる懸念がある。
なお、都道府県においても県有林を所管していることから、所有者の特定において、同様の支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

森林所有者を特定する際の住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることで、森林所有者の本人確認情報（生存状況や現住所）を即時に確認し、公用請求に係る事務の効率化、省力化が図られ、速やかな林地台帳の更新につながる。
併せて、公用請求に係る請求側、請求を受ける側の双方の自治体の事務負担も大幅に軽減され行政の合理化に資する。

根拠法令等

住民基本台帳法第 30 条の 9、第 30 条の 10、第 30 条の 11、第 30 条の 12、第 30 条の 15、住民基本台帳法別表第一から第六までの総務省令で定める事務を定める省令第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、森林法第 10 条の 7 の 2、第 191 条の 4、第 191 条の 5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、秋田県、渋川市、新潟県、金沢市、長野県、可児市、下呂市、滋賀県、枚方市、広島市、熊本市

○林地台帳の更新を登記情報等の照会により行っている。森林経営管理法に基づく意向調査や集積計画作成に当たって、林地台帳、登記情報により所有者調査を行っているが、数世代にわたって相続登記が行われていないため、公用請求により戸籍及び住民票を請求している。令和3年度の公用請求の実績は1127件に上っている。
○当県においても、林地台帳更新のために各市町村が多大な労力を費やしており、業務の効率化を図ることは非常に重要である。

各府省からの第1次回答

所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について調査を行ったところであり、その調査結果も踏まえつつ、ご提案の内容も含めた住民基本台帳ネットワークシステムの活用について、必要な対応を検討することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答において、「必要な対応を検討することとしたい」とされているが林地台帳の作成・更新に関する事務の住基ネットの活用を含め、幅広く住基ネットの利用を可能とする方向で検討すると理解してよいか。また、その場合、具体的に住基ネットを利用可能とする事務の範囲や今後のスケジュールについて御教示いただきたい。
本提案内容や所有者不明土地対策として住基ネットの活用が想定される事務についての調査結果等を踏まえた上で、林地台帳の作成・更新に関する事務の住基ネットの活用を含む幅広い事務において住基ネットの利用を可能とする制度改正を前向きに進めていただきたい。
加えて、地方公共団体等の事務負担の軽減や事務の迅速化及び住民サービスの向上に資するため、住基ネットの利用範囲の拡大を幅広く行うよう検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。
【全国町村会】
提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があったが、多くの共同提案団体及び追加共同提案団体から支障事例が示されており、地方公共団体等の事務負担の軽減や事務の迅速化及び住民サービスの向上に資するためにも、住基ネットの利用範囲の拡大を幅広く行うよう、速やかに検討を進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

森林法に基づく林地台帳作成・更新事務について、住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とするための必要な措置を講じることとしたい。
加えて、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について、関係府省に調査及びヒアリングを行ったところであり、事務の内容を精査した上で、住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲を拡大することについて検討し、必要な措置を講じることとしたい。

5【総務省(16)(ii)】【法務省(9)】【農林水産省(7)】【国土交通省(20)】

住民基本台帳法(昭42法81)

以下に掲げる場合など、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。

- ・森林法(昭26法249)に基づき、市町村が林地台帳の作成に関する事務を処理する場合
- ・農地法(昭27法229)に基づき、農業委員会が利用意向調査又は農地台帳の作成に関する事務を処理する場合及び市町村長が遊休農地に係る措置命令に関する事務を処理する場合
- ・不動産登記法(平16法123)に基づき、登記官が地図作成事業に関する事務を処理する場合、登記官が職権で行う表示登記に関する事務を処理する場合及び法務局又は地方法務局長が筆界特定制度に関する事務を処理する場合
- ・農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)に基づき、農業委員会が不確知共有者の探索に関する事務を処理する場合
- ・森林経営管理法(平30法35)に基づき、市町村が経営管理権集積計画の作成、経営管理意向調査、不明森林共有者の探索、不明森林所有者の探索及び災害等防止措置命令に関する事務を処理する場合
- ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平30法49)に基づき、国の機関又は都道府県知事若しくは市町村長が土地所有者等探索に関する事務を処理する場合及び登記官が長期相続登記等未了土地の所有権の登記名義人になり得る者の探索に関する事務を処理する場合
- ・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令元法15)に基づき、登記官が表題部所有者不明土地の所有者等の探索に関する事務を処理する場合

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

126

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供について市町村の林務部局でも提供を受けることを可能とすること及び相続登記義務化に伴う森林土地所有者の変更届出の見直し

提案団体

福井市、福井県

制度の所管・関係府省

総務省、法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供について、市町村の税務部局に限らず、林務部局でもオンラインで提供を受けることを可能とすることで、森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する登記情報を、林務部局が、税務部局を介さず直接取得できることとすることを求める。
また、令和6年4月施行の不動産登記法改正により相続登記の申請が義務化された際には、登記手続きがされた森林所有者の変更について、森林法第10条の7の2第1項に基づく市町村長への届出を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

現在、地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供については、市町村の税務部局のみがその提供を受けることが可能となっていると理解している。当市では、登記所から通知された登記情報のうち森林所有者等に関するものについて、森林法第191条の2第1項に基づく内部利用のため、税務部局がエクセルデータを作成し林務部局に送付している。そのため、税務部局においてエクセルデータの作成等事務負担が生じているほか、林務部局においては、新たな森林の土地の所有者情報の把握に時間を要し、速やかな変更手続事務の履行ができずにいる。

また、令和6年4月施行の不動産登記法改正により相続登記の申請が義務化されることで、相続による森林所有者等の変更に関する情報は必ず登記所から取得できるようになるため、相続による森林所有者の変更の場合は、森林法第10条の7の2第1項に基づく市町村長への届出は不要となると考える。また、売買や贈与等による森林所有者の変更の場合も、登記手続きがなされていれば森林法第191条の2第1項に基づく内部利用を活用することで、相続と同様に登記所から情報を取得することができる。現在当市では年間約100件の届出があるが、もし相続登記の申請義務化後もこの届出義務を存置すれば、森林所有者にとっては二重の手続が義務付けられることとなるとともに、市町村にとっては届出に係る事務負担が引続き発生することとなる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供について市町村の税務部局に限らず林務部局でもオンラインで提供を受けることが可能となれば、林務部局における迅速かつ効率的な登記情報取得に繋がり、森林管理業務を円滑に進めることができる。

また、相続登記の申請が義務化された後に、相続による森林所有者の変更の場合に限って森林法第10条の7の2第1項に基づく市町村への届出を不要とすることで、森林所有者にとっては二重の手続が解消されるとともに、市町村にとっても届出に係る事務処理がなくなることから、双方にとって事務負担の軽減となる。

加えて、市町村から都道府県への森林所有者の迅速な情報提供や、都道府県における情報の整理・更新・市町村への更新データの提供の円滑化も図ることができる。

根拠法令等

森林法第 10 条の7の2第1項、第 191 条の2第1項、森林法施行規則第7条、不動産登記法第 59 条、第 76 条の2(令和6年4月施行の改正法で新設)、地方税法第 382 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、秋田県、郡山市、桶川市、新潟県、金沢市、長野県、豊田市、滋賀県、枚方市

○森林の土地の所有者届出書制度が創設された理由は、森林整備に不可欠な森林の土地の所有者の把握を進めることであると認識している。しかし、当市の林地台帳の整備においては、税務部局から課税情報を取得し更新を行っているため、森林の土地の所有者届出書の情報を反映させていない。
また、当市における森林の土地の所有者届出書の届出件数は 180 件であり、案内や処理に時間を要し業務負担となっている。森林所有者にとっても、法務局へ登記したにもかかわらず、同様の届出を作成し提出することは、二重の負担となっている。

各府省からの第 1 次回答

登記情報に変更があるたびに登記所から変更情報を通知するものではないが、不動産登記情報そのものについては、現行制度においても、森林法第 191 条の2第2項の規定に基づき、市町村の林務部局は、森林法の施行のため必要があるときは、登記所から税務部局を介さず直接、必要な登記情報の提供を求めることが可能となっており、また、「登記情報等の電子データによる提供について」(平成 23 年9月1日付け林野庁計画課長通知)のとおり、登記所から登記情報そのものについては電子データによる提供も可能となっている。
なお、現在の運用では、森林法第 191 条の2第1項の規定に基づき、「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について」(平成 23 年4月 22 日付 23 林整計第 26 号林野庁長官通知)により、市町村の林務部局は、税務部局から、森林所有者等に関する登記情報(登記所が税務部局に提供したもの)を取得することが可能となっているところ、当該林野庁長官通知に基づく市町村内の内部利用に、いかなる不都合、隘路が生じているのかが具体的に明らかでなく、その課題や解決策を検討することができないため、内部利用の際の具体的不都合、隘路の内容をご教示いただきたい。
また、森林法第 10 条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出(以下「森林所有者届出」という。)については、同法に基づく行政指導等を的確に行うため、市町村が森林の土地の所有者の実態を迅速に把握する必要があることから設けられているものである。このため、令和6年から義務化される相続登記の申請期限は3年である一方、森林所有者届出の期限は 90 日としているところであり、森林所有者届出を廃止すれば、森林の土地の所有者の実態把握に支障を生じるため、困難である。さらに、相続登記は義務化されるものの、その他の登記は申請時期も含めて引き続き任意であることを踏まえれば、森林所有者届出を廃止すれば、森林の土地の所有者の実態把握に支障を生じるため、困難である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

森林法第 191 条の2第2項に基づき、登記所から登記情報の電子データによる提供を受けることも可能ではあるが、提供依頼に当たって紙ベースの申出書と記録媒体(CD-R、USB メモリ等)を管轄登記所に提出することとなっており、提供依頼に係る事務負担や記録媒体の紛失のリスクが生じるため、当市においては、地方税法に基づいて登記所から市町村長へ通知される登記情報を活用している。
内部利用における具体的不都合、隘路としては、まず、税務部局から林務部局へのデータ提供を可能にするためには、登記所から提供された登記情報を市町村税務システムに取り込む必要がある。登記所の登記システムと市町村税務システムの仕様の違いによりデータ連携が困難であるため、取り込み作業は手入力で行っており、当市の場合、税務部局の職員が所有者、住所、地番、登記年月日等のデータを入力している(30 時間程度/週)。
また、「相続登記義務化に伴う森林土地所有者の変更届出の見直し」について、森林所有者届出のすべての廃止を求めるものではなく、相続登記義務化後、森林所有者届出期限である 90 日以内に相続登記を済ませた森林所有者については、森林所有者届出を不要とすることで、申請者の負担軽減を図ることが提案の趣旨である。このことから、ご指摘の相続登記と森林所有者届出との申請期限のズレにより実態把握が困難になるような事態は生じえないと考える。さらに、相続以外の登記手続についても、所有権登記がなされた場合には同様に把握が可能であることから、この場合も森林所有者届出を不要とすることが可能であり、申請者の負担軽減に

資すると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体及び関係省庁間での情報共有及び引き続き協議いただくことを期待する。

各府省からの第2次回答

森林法第191条の2第2項及び「登記情報等の電子データによる提供について」(平成23年9月1日付け林野庁計画課長通知。以下「林野庁計画課長通知」という。)の規定に基づき、登記所へ登記情報の電子データでの提供を求めるに当たっては、書面による申出と記録媒体を管轄登記所に提出する必要があることが支障とのことであるため、林野庁計画課長通知を令和4年10月までに改正し、オンラインによる電子データの提供を可能とする予定。

森林の土地の所有者となってから90日以内に登記を済ませた者について森林所有者届出を不要とすることに関しては、市町村が森林法に基づく行政指導等を的確に行うためには、90日以内に森林の土地の所有者の実態を把握する必要があるところ、現状、90日以内に登記された情報のうちの相当量について市町村の林務部局が入手するには90日を超える日数を要すると考えられ、森林の土地の所有者の実態把握に支障を生じるため、困難である。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

5【法務省(4)】【農林水産省(5)(i)】

森林法(昭26法249)

森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求める事務(191条の2第2項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体の長が登記所に対して情報の提供を求めた場合には、当該登記所からオンラインにより情報の提供を受けることを可能とし、地方公共団体に通知する。

[措置済み(令和4年10月28日付け林野庁森林整備部計画課長通知)]

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

135

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

家畜排せつ物利用促進都道府県計画の策定につき他の上位計画等の策定により代替可能とすること

提案団体

広島県、宮城県、広島市、全国知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

家畜排せつ物利用促進都道府県計画における負担軽減のため、他の上位計画等での代替を可とすることを求める。

具体的な支障事例

当県においては、「2025 当県農林水産業アクションプログラム」をはじめとして、毎年、家畜排せつ物の適正管理と畜産経営の環境整備について方針を定め、関係機関と共有しており、内容が重複するため必要ないと思われる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方自治体の業務効率化

根拠法令等

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県、京都府

—

各府省からの第1次回答

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に定められた都道府県基本計画の要件を満たし、かつ、他の法令(条例を含む。)の規定に反しない場合であれば、農林水産業関係の上位計画等による代替が可能と明確化したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県計画に定めるよう努める事項が法第8条第3項に規定されているが、農林水産業関係の上位計画等による代替が可能との明確化。加えて、計画に定める事項の最小限化について、早期実現に向けて引き続きご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

農林水産分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

「農林水産業関連の上位計画等による代替が可能」である旨を通知等で早期に明確化していただきたい。

各府省からの第2次回答

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(以下「家畜排せつ物法」という。)に定められた都道府県計画の要件を満たし、かつ、他の法令(条例を含む。)の規定に反しない場合であれば、都道府県が家畜排せつ物法に基づく都道府県計画として定めたものは、いかなる名称であっても、家畜排せつ物法に基づく都道府県計画で定めるものとされている事項以外の内容が含まれていても、家畜排せつ物法に基づく都道府県計画である旨を令和4年度中に通知で、明確化したい。

なお、家畜排せつ物法に基づく都道府県計画で定めるべき項目は、「整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標」の1つのみである。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(10)家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平11法112)

都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画(8条)については、都道府県における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

136

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画の記載内容及び策定手続の簡素化

提案団体

広島県、宮城県、広島市、全国知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画における負担軽減のため、他の上位計画等での代替を可とすることを求める。

具体的な支障事例

当県においては、「2025 当県農林水産業アクションプログラム」をはじめとして、毎年、和牛の生産から販売の取組方針や酪農経営の強化等の方針を定め、関係機関と共有しており、内容が重複するため必要ないとする。 (肉用牛生産の近代化に関する方針、肉用牛の飼養頭数の目標、肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、国産飼料基盤の強化に関する事項の一部が重複記載)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方自治体の業務効率化

根拠法令等

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県、京都府、沖縄県

○当県においては、10年おきに策定する「沖縄21世紀ビジョン」により家畜頭数や飼料生産の目標値を設定しているため、業務内容が重複している。

各府省からの第1次回答

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に定める都道府県計画の策定は、酪農及び肉用牛生産の健全な発達等を図り、牛乳、乳製品及び牛肉の安定的な供給に資することを目的としている。このため、都道府県計画の策定に際しては、これまで同様、国が定める基本方針の内容との調和を図りつつ、法第2条の3第2項に規定する項目(※)を記載することが必要となる。一方、上記の記載項目を満たすものであれば必ずしも画一的な様式に沿った計画を求めるものではないことから、次期の都道府県計画の策定にあわせて、その様式等を定めている「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領」について、記載項目を満たすものであれば各県の既存計画の活用を可能とすることについての見直しを検討する。

(※)法第2条の3第2項に規定する項目

- 一 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標
- 二 その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの自然的経済的条件に応ずる近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標
- 三 酪農経営及び肉用牛経営における乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項
- 四 飼料の自給度の向上に関する事項
- 五 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

法第2条の3第2項に規定する項目の記載は、酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領(以下「要領」)第1の2により様式が定められている。様式は、それぞれの項目に係る現状値と目標値の記入を求めるものが多く、中には統計値が無く、現状値を把握するために、乳業メーカー、家畜市場及び食肉市場に対して調査を行うなど、計画作成に係る負担の多い項目も含まれている。

計画の記載内容及び策定手続の簡素化につながるよう、各県の既存計画の活用を可能とすることについての見直しと同時に、計画に定める事項が最小限となるよう御配慮いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

農林水産分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

「次期の都道府県計画の策定に合わせて」とあるが、地方への周知や措置後の対応に関して調整を要することも考えられるため、早期に実現していただきたい。

計画策定は任意となっているにも関わらず、策定に係る協議に「畜産物の総量的な管理」の性格を持たせるのは、実質的な義務付けとなっているのではないか。

各府省からの第2次回答

都道府県計画の策定にあたっては、酪農及び肉用牛生産の健全な発達等を図り、牛乳、乳製品及び牛肉の安定的な供給に資することを目的としていることを踏まえ、これまで同様、国が定める基本方針の内容との調和を図る必要がある。一方、細かい記載内容については、地方における計画作成の負担感も考慮しながら、必須となる項目の精査を実施する。また必須項目を満たす場合は既存の他の計画を、法に基づく都道府県計画として扱うことも可能とすることや、様式を簡素化し、かつ、参考様式と位置づけることを検討した上で、次期都道府県計画の策定に合わせて、酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領(以下「要領」という。)について必要な改正を行う。

なお、各検討や要領改正は国が定める基本方針の内容を踏まえて行う必要があることから次期都道府県計画の策定に合わせて実施することとするが、地方への周知等の対応が発生することを考慮しながら遅滞のないように実施する。

酪農及び肉用牛の生産については、酪農にあっては、搾乳が可能になるまでに約2年、肉用牛にあっては販売までに約2年半をそれぞれ要するものであり、将来的に全国の需給のバランスが崩れた場合には、生乳の廃棄や繁殖牛の売却、さらには離農などが生じるおそれもあり、食料の安定供給に必要なこれらの生産基盤の回復

には年単位の期間や多大なコストを要することとなる。

国としては、こうした事態を招かないよう、都道府県計画の記載事項のうち、「生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標」に限り、今後の需給見通しに沿ったものとなっているか協議を通じて確認してきたところであり、将来的な需給が崩れないようにするという観点からは、都道府県に作成が委ねられている計画であるとしても、計画を作成する都道府県に対しては、協議を通じて意見を述べることは引き続き必要と考えている。

このため、都道府県計画の記載事項のうち、「生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標」については引き続き協議とすることとしたい。

なお、令和2年7月の要領改正の際に協議説明書の様式は廃止しており、既に、既存資料の活用も含め各都道府県の任意様式による提出を可能としている。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(6)酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭29法182)

都道府県及び市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画(2条の3及び2条の4。以下この事項において「都道府県計画等」という。)については、次期の都道府県計画等の作成に向け、「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領」(昭58農林水産省畜産局長。以下この事項において「要領」という。)を令和7年中に改正し、以下の措置を講ずる。

- ・要領に定める都道府県計画等の様式を簡素化するとともに、簡素化した様式を参考様式として位置付け、地方公共団体が任意の様式で作成して差し支えないこととする。
- ・都道府県計画等は地方公共団体における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

155

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

間伐及び線下伐採の場合には「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出を不要とする見直し

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

「伐採及び伐採後の造林の届出書」(以下「伐採届」という。)の提出が不要となる場合を定める森林法第10条の8第1項各号に、間伐する場合及び電力送電施設の保守に係る線下伐採をする場合を追加する。

具体的な支障事例

伐採届の提出は無計画な伐採を防ぎ森林を保全することを目的としているところ、間伐は森林の成長を促進させるものであって過剰な伐採を伴うものではないから、間伐の場合には伐採届の提出を求める必要はないものとする。また、当市では間伐の状況は森林整備事業補助金の申請を通じて把握することができている。それにもかかわらず、当市においては、令和2年度の伐採届の届出件数335件のうち、間伐に係るものが約4割に当たる144件を占め、森林所有者及び市町村双方にとって事務負担となっている。

また、電力送電施設の保守に係る線下伐採について、電気事業者は、電気事業法第61条に基づく許可申請ではなく、森林法第10条の8第1項に基づく伐採届を提出して線下伐採を実施している例が多いと認識している。この場合、線下伐採の目的はライフラインの確保であって森林整備とは異なるにもかかわらず、電気事業者に対して伐採後の造林の計画を求めることになる。当市においては、令和2年度の伐採届の届出件数335件のうち、線下伐採に係るものが約3割に当たる92件を占め、電気事業者及び市町村双方にとって事務負担となっている。

当市における受付事務において、1件当たりの作業時間は、間伐の場合は約2時間、線下伐採の場合は約1時間30分を要す。ただし、届出地番数や保安林照会数に応じて時間数が増加する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

森林所有者、電気事業者及び市町村における伐採届に係る作成業務や受付処理などの事務負担が軽減される。

根拠法令等

森林法第10条の8第1項、森林法施行規則第14条、電気事業法第61条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、花巻市、郡山市、金沢市、福井市、可児市、四日市市、広島市、熊本市

○当市においても、電力送電施設の保守に係る線下伐採について、電気事業者は、電気事業法第61条に基づく許可申請ではなく、森林法第10条の8第1項に基づく伐採届を提出して線下伐採を実施している。

線下伐採は、電気事業法第 39 条第 1 項に定める電気設備に関する技術基準を定める省令第 29 条において、送電線と植物の離隔距離を確保しなければならないという義務に基づいて行われるものであり、適正な森林施業を確保するためのものではない。また、伐採後の造林の計画において人工造林または天然更新を実施しても、保守のため定期的に伐採を繰り返すこととなり、森林整備とは異なる考えである。

○伐採届の提出は無計画な伐採を防ぎ森林を保全することを目的としているところである。電気事業者は、電力送電施設の保守に係る樹木の伐採として、電気事業法第 61 条に基づく許可申請ではなく、森林法第 10 条の 8 第 1 項に基づく伐採届を提出して線下伐採及び保安伐採を実施していると認識している。線下伐採及び保安伐採の目的はライフラインの確保であって森林整備とは異なるにもかかわらず、電気事業者に対して伐採後の造林の計画を求めることになる。当市における線下伐採及び保安伐採の状況は令和 3 年度の伐採届の届出件数 50 件のうち、約 6 割に当たる 30 件を占め、当市及び電気事業者にとって事務負担となっている。

○当県においても、線下伐採における伐採届は、県内 14 市町で 250 件を超える年もあり、制度が改正されれば事務負担軽減が期待される。

○当市は、市内の民有林における林業がなく、森林組合もない状況であるため、令和 3 年度の間伐の実績は、森林経営管理制度の運用により当市が行う民有林整備の他、他市町村の森林組合が県の補助を受けて当市の森林で実施した間伐(令和 3 年度のみ)の 3 件のみである。

しかし、電力送電施設の保守に係る線下伐採による伐採届は、当市に提出された伐採届全体の約 5 割(令和 3 年度伐採届 34 件のうち 16 件)を占めており、事務負担となっている。

○電力送電施設の保守を目的とした線下伐採に係る伐採届については、主伐または間伐どちらで扱うのか、伐採後の造林は必要とするのか等、市町村によりその取扱いが異なることから、届出事業者との調整に苦慮していることについて、市町村より相談を受けている。電力送電施設の管理にあたり、全国的に同じ伐採方法が取られているなら、国により全国統一的な伐採届の取扱いを定める必要があると考える。

各府省からの第 1 次回答

森林法においては、無秩序な伐採等により森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすことがないように、市町村森林整備計画において森林施業の規範等を定め、立木の伐採が計画された場合には、市町村の長は、伐採届の内容が市町村森林整備計画に適合しているか確認し、適切な森林施業を確保するため、必要に応じて指導・勧告等を行うこととしている。

間伐に関する届出については、市町村の長は、間伐であっても、林分の状況を踏まえた適切な伐採がなされることを伐採届により確認する必要があることから、森林法第 10 条の 8 第 1 項各号に間伐する場合を追加することは困難である。

なお、森林整備事業に係る補助金を活用する場合においては、森林法第 11 条の森林経営計画の認定を受けている箇所や、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第 5 条の特定間伐等促進計画が作成されている箇所が大半と考えられ、この場合、森林法第 10 条の 8 に基づく事前の届出は不要である。

線下伐採に関する届出については、本届出制度は、伐採の規模や目的にかかわらず、市町村の長が周辺地域への影響や災害発生の危険等を確認するために措置されているものでもあり、通常行われる電力送電施設の保守に係る線下伐採についても、届出の対象としている。

一方、伐採後は森林として維持をせず転用するものとして届出された場合には、転用完了後に地域森林計画対象民有林から除外され、その後の伐採等の届出が不要となる。

こうした点も踏まえ、線下伐採の実情を把握し、電気事業者及び市町村双方の事務負担軽減が可能か今後検討してまいりたい。

なお、非常災害により、緊急に立木を伐採する必要がある場合は、事後届出により対応可能である。

また、樹木の枝の剪定を行うことについては、森林法第 10 条の 8 の規定による伐採等の届出は不要とされている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

間伐について、除伐する場合は、伐採届が不要(森林法第 10 条の 8 第 1 項第 10 号)となっているが、除伐は「植栽木以外の異種を伐採すること(異種競争の緩和)、間伐は「植栽木と同種を伐採すること(種内競争の緩和)であって、どちらも森林の適切な成長を促す目的で行うものであることには変わりないから、間伐の場合も伐採届の提出は不要である」と考える。

また、送配電事業者が実施する電力送電施設の保守に係る線下伐採について、市町村の長として周辺地域への影響や災害発生の危険等を確認することは至極当然であるが、送電線に沿って帯状に必要な最小限の伐採が行われるものであり、土地の形質変更を伴わず伐採後の造林(主に天然更新)も行われるため、森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすとは考えにくい。国民の生活に必要な不可欠なライフライン維持であるという明

確な伐採目的を有していることから、森林施業における基本的事項を示した市町村森林整備計画に適合しているか確認する必要はない。

いずれの場合も、森林法施行規則第9条第1項の規定により、特定の期間(伐採を開始する日前90日から30日までの間)でしか届出ができないため、届出件数の多い森林施業者及び電気事業者においては、届出機会の調整や資料作成等が事務負担となっている。こうした支障が解決するよう、間伐及び線下伐採の場合の伐採届の提出を不要とすることを基本として、事務負担の軽減について検討を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

除伐は下刈りの終了後、育成しようとする立木の成長を阻害する樹木等を排除するための施業であるのに対し、間伐は適正な密度管理を目的として立木の材積の35%まで伐採を行うことができ、除伐に比べて伐採する本数・材積が多いなど、森林に及ぼす影響が大きく、適時・適切な伐採がなされているか把握する重要性が高い。このため、間伐についても、主伐と同様に市町村森林整備計画で定める基準(伐採率等)に適合しているか市町村が確認する必要がある。また、間伐の届出を廃止すれば、主伐・間伐の判断のため現地確認を行う際の伐採箇所や時期の特定などに要する市町村の事務負担が増すことから、間伐に対する伐採届を不要とすることは困難である。

一方、線下伐採については、いただいたご意見も参考に、令和4年内を目途に、自治体及び送配電事業者を対象に電力送配電施設の保守に係る線下伐採の伐採届の実態を把握するための調査を行い、その結果を踏まえ、伐採造林届出制度の運用見直しについて検討することとする。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

5【農林水産省】

(5)森林法(昭26法249)

(iii)森林所有者等が市町村の長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出等(10条の8)については、電力送配電施設の保守に係る線下伐採の届出等の実態を調査した上で、市町村の事務負担を軽減する方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

167

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画の記載内容及び策定手続の簡素化

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、明石市、洲本市、三田市、たつの市、新温泉町、和歌山県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領(以下、要領)で規定されている様式を廃止し、内容を地方公共団体の裁量に任せること。
策定に当たって、都道府県知事の農林水産大臣(市町村長は都道府県知事)との協議事項を報告事項に変更すること。

具体的な支障事例

【現状】

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(以下、法律)に基づき、概ね5年ごとに農林水産大臣が「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」(以下、基本方針)を策定し、都道府県は基本方針に調和することを条件に「酪農肉用牛生産近代化都道府県計画」を策定することができる(任意)。

都道府県計画及び市町村計画の内容については、法律で記載すべき事項が規定されているほか、酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領で詳細な様式が定められている。

【支障】

法律では「作成することができる。」とされているが、実質的には補助事業等の要件になっており作成が余儀なくされている。

要領で規定されている様式(様式1)は、項目が表で細かく全国画一的に設定されており、特に「近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標」等は目標を策定するため、酪農、肉用牛、飼料の項目に分かれ担当毎に技術センターとも連携を取りながら現状分析を踏まえ作成している。また、作成した計画を検討委員会で審議するなど、当該年度を通じてこの計画を策定するため多大な労力と時間を要している。

計画を策定するに当たり、都道府県知事は農林水産大臣、市町村長は都道府県知事との協議が必須となっている。

都道府県においては国の基本方針や、特に市町村計画との調和や内容の精査について、市町村担当者や県の出先機関である県民局職員(農林振興事務所、農業改良普及センター)を対象とした説明会の開催や内容の調整等を行っており、県庁職員だけでなく関係する県民局農林事務所職員も含め、多くの担当者の多大な労力と時間を要している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

記載内容の簡素化及び農林水産大臣との協議を省略することで計画作成に伴う負担軽減が図られる。

根拠法令等

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の3、第2条の4、酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領(平成27年5月13日27生畜第180号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、白鷹町、長野県、鳥取県、山口県、熊本市、沖縄県

○当県においては、10年おきに策定する「沖縄21世紀ビジョン」により家畜頭数や飼料生産の目標値を設定しているため、業務内容が重複している。

○当県でも、類似した県計画等を策定し、酪農及び肉用牛の振興について目標設定及び進捗管理を実施しているところであり、画一的な計画書の作成は必要ないと考えられる。

また、作成義務のある計画でなく、類似した県計画は関係者等で協議して策定しているものであることから、策定時に必要な協議を国への報告とすることで負担軽減にも繋がる。

各府省からの第1次回答

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に定める都道府県計画等の策定は、酪農及び肉用牛生産の健全な発達等を図り、牛乳、乳製品及び牛肉の安定的な供給に資することを目的としている。このため、都道府県計画等の策定に際しては、これまで同様、国が定める基本方針の内容との調和を図りつつ、法第2条の3第2項に規定する項目(管理番号136参照)等を記載することが必要となる。一方、上記の記載項目を満たすものであれば必ずしも画一的な様式に沿った計画を求めるものではないことから、次期の都道府県計画等の策定にあわせて、その様式等を定めている「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領」について、協議に係る項目を除き、現在の様式を参考様式例と位置づけ、記載項目を満たしていれば地域の実情に合わせた様式での作成を可能とすることについて見直しを検討する。

農林水産大臣への協議については、地域の自主性及び自立性を高めるために、平成23年の法律改正において、協議事項を計画全般から全国的な需給の安定に関わる「生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標」のみに限定したところ。「生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標」が全国的な需給に関わることについては、現時点でも状況が変わっておらず、報告という事後的な措置では、畜産物の供給の総量的な管理が行えず需給関係が大きく崩れる恐れがあることから、協議という手続きを存続することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県計画の記載事項の一つである近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標(法第2条の3第2項第2号)について、酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領(以下、「要領」という。)により、「飼養形態や飼料生産体系等に係る様々な具体的取組を経営類型ごとに特定した上で、それらの取組の結果実現し得る姿としての収益性の向上を示すものとして設定する」とこととされているなど、都道府県計画は要領によって記載事項が極めて細かく規定されている。また、経営類型については、要領に定める様式において、酪農経営は単一経営、肉用牛経営は肉専用種繁殖経営、肉用牛(飼育・一貫)経営に分類して記載が求められているが、これは理論的・理想的なモデルであり、生産数量や飼育頭数の算定には、野菜栽培等との複合経営などモデルに当てはまらない経営体も考慮する必要があり、モデルごとの積み上げは現実的ではないと感じている。したがって、計画の根幹部分との関連性が薄い記載事項の廃止等の簡素化に努めるとともに、類似計画による代替を可とすることも含め、算定や記載方法を地方公共団体の裁量に任せる検討を是非お願いしたい。

農林水産大臣への協議については協議事項を限定したとのことであるが、要領に定められている協議説明書では農家戸数や耕種農業の生産状況等を記載する必要がある上に協議項目以外の飼料生産に係る目標等の考え方を求められるなど、実質的には限定されていないと受け止めている。また、策定が任意とされている計画により供給の総量的な管理を行おうとする意図に無理があり、協議を必要とする理由とはならないと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

酪農・肉用牛生産近代化計画の事前協議等の策定手続きに係る義務付けについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

「次期の都道府県計画の策定に合わせて」とあるが、地方への周知や措置後の対応に関して調整を要することも考えられるため、早期に実現していただきたい。

計画策定は任意となっているにも関わらず、策定に係る協議に「畜産物の総量的な管理」の性格を持たせるのは、実質的な義務付けとなっているのではないか。

各府省からの第2次回答

都道府県計画の策定にあたっては、酪農及び肉用牛生産の健全な発達等を図り、牛乳、乳製品及び牛肉の安定的な供給に資することを目的としていることを踏まえ、これまで同様、国が定める基本方針の内容との調和を図る必要がある。一方、細かい記載内容については、地方における計画作成の負担感も考慮しながら、必須となる項目の精査を実施する。また必須項目を満たす場合は既存の他の計画を、法に基づく都道府県計画として扱うことも可能とすることや、様式を簡素化し、かつ、参考様式と位置づけることを検討した上で、次期都道府県計画の策定に合わせて、酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領（以下「要領」という。）について必要な改正を行う。

なお、各検討や要領改正は国が定める基本方針の内容を踏まえて行う必要があることから次期都道府県計画の策定に合わせて実施することとするが、地方への周知等の対応が発生することを考慮しながら遅滞のないように実施する。

酪農及び肉用牛の生産については、酪農にあつては、搾乳が可能になるまでに約2年、肉用牛にあつては販売までに約2年半をそれぞれ要するものであり、将来的に全国の需給のバランスが崩れた場合には、生乳の廃棄や繁殖牛の売却、さらには離農などが生じるおそれもあり、食料の安定供給に必要なこれらの生産基盤の回復には年単位の期間や多大なコストを要することとなる。

国としては、こうした事態を招かないよう、都道府県計画の記載事項のうち、「生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標」に限り、今後の需給見通しに沿ったものとなっているか協議を通じて確認してきたところであり、将来的な需給が崩れないようにするという観点からは、都道府県に作成が委ねられている計画であるとしても、計画を作成する都道府県に対しては、協議を通じて意見を述べることは引き続き必要と考えている。

このため、都道府県計画の記載事項のうち、「生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標」については引き続き協議とすることとしたい。

なお、令和2年7月の要領改正の際に協議説明書の様式は廃止しており、既に、既存資料の活用も含め各都道府県の任意様式による提出を可能としている。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(6)酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭29法182)

都道府県及び市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画(2条の3及び2条の4。以下この事項において「都道府県計画等」という。)については、次期の都道府県計画等の作成に向け、「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領」(昭58農林水産省畜産局長。以下この事項において「要領」という。)を令和7年中に改正し、以下の措置を講ずる。

- ・要領に定める都道府県計画等の様式を簡素化するとともに、簡素化した様式を参考様式として位置付け、地方公共団体が任意の様式で作成して差し支えないこととする。
- ・都道府県計画等は地方公共団体における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

199

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の実情に応じて設定できるようにすること等

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の実情に応じて設定できるようにする。また、目標設定、点検・評価の簡素化や作成が必要な資料の見直しを行う。

具体的な支障事例

【現行制度について】

農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標及びその区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法について指針を定めるように努めるとともに、指針を定めた場合には公表しなければならない(令和4年5月の法改正により指針の策定が義務化。現段階では未施行)。また、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の状況等について、公表しなければならない。

当市農業委員会では、現在、農地等の利用の最適化の推進に関する指針により5年間の目標等を設定し公表を行い、当該指針に基づき、毎年度、最適化活動の目標を設定し、点検・評価を行い公表している。

【支障について】

農業委員会の事務は一部の農地法関係の法定受託事務を除き自治事務であり、国が示した通知は技術的助言であると理解しているが、実質的に通知に従うことを義務付けるような記載ぶりとなっており、各農業委員会の自主性が損なわれる結果となっていると言える。

令和3年度以前は、各農業委員会が地域の実情に応じて主体的に目標設定をし、自己評価を行うことができていたが、令和4年2月に通知(「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付3経営第2584号 農林水産省経営局長通知)及び「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月25日付3経営第2816号 農林水産省経営局農地政策課長通知))が示され、目標設定、点検・評価の方法が詳細に規定された。その結果、令和4年度からは国が設定した目標の考え方、点検・評価方法に即した設定とならざるを得ず、別途各市町村農業委員会が目標を設定する意義がなくなっている。また、当市の実情(兼業農家や施設園芸農家が多い)に鑑みて設定が必要と考えられる目標と、国が示す考え方から導かれる目標(非常に高い農地の集積率を一律に目標設定とすること等)とが乖離しているため、当市農業委員会が目標設定、点検・評価、公表を行う意義が低い。

さらに、当該通知により、令和4年度から作成が必要な資料が増加し、かつ詳細な情報まで求められ、多大な事務負担が生じている。特に各推進委員等が記入することとされる活動記録簿につき非常に詳細な情報が求められ、真に活動記録として詳細な記載が必要であるのか疑問である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域の実情に応じた目標設定が可能となる。また、策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力すること

ができる。

根拠法令等

農業委員会等に関する法律第7条第1項及び第3項、第37条、農業委員会等に関する法律施行規則第15条第1項、農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知）、農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月25日付3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、宮城県、白鷹町、千葉市、川崎市、長野県、松本市、豊橋市、田原市、伊勢市、八幡市、防府市、徳島県、高松市、宇和島市、大村市

○目標設定が画一的で地域の実情とかけ離れている。また、担当区域ごとの目標設定及び整理・集計が事務局の負担増となっている。また、記録簿の記帳の徹底と活動日数の目標設定により委員・推進委員の負担増となり、抵抗感を示す委員等もいることから、次期選任への影響も懸念される。

○本市においても、実態と国が示す目標との乖離が非常に大きい。多くの自治体が目標到達困難な状況では、提案されている地域の実情に応じた目標設定よりも、むしろ国の目標の下方修正を求めていくべきと思われる。また、活動記録簿は、別に生業を持つ傍らで責務を負っている地方の行政委員（推進委員等）には、過干渉でマイクロマネジメントとも受け取られかねず、事務局にとっても事務負担の増大となっている。農地利用最適化交付金とも連動しており強制力が強い。

○本市は、市街化が進んでおり、市域内に農地が点在する状況で、そのほとんどが兼業農家であることから、全国一律となる非常に高い農地の集積率を目標設定とすることは、現状と乖離している状況である。

○最適化活動の目標の設定等について、毎年度、目標設定、点検・評価を行い公表しているが、令和4年2月に国から最適化活動の目標の設定、点検・評価の方法に関する見直し通知があり、実質的にその通知に示された規定に従わざるを得ない状況にあり、当委員会が目標を設定する意義が薄れている。

また国からの当該通知により、農業委員や推進委員はその活動内容を詳細に記録簿に記録するよう求められており、農業委員および推進委員は活動記録の作成負担が増加し、その活動に支障が出ているほか、提出された活動記録簿等を確認する事務局職員の事務負担が増大している。

加えて、当該通知による推進委員等の活動日数目標の設定は、積雪地帯である本市において、冬期間は活動が制限され、積雪地帯以外の地域との活動日数に大きな隔たりが生じることが想定され、令和4年3月28日付け3経営第3127号の改正通知の活動日数の評価による農地利用最適化交付金事業への影響が懸念される。また、当該事業の要件が絶対評価から全国の農業委員会との相対評価に移行したため交付額が積算しづらく、予算編成にも支障をきたしかねない状況にある。

○本市の農地の実情（山間狭小・樹園地が主）を鑑みるに、全国一律の農地集積率の目標を達成することは不可能であり、通知に沿ったような活動をするの意義があるのか甚だ疑問である。また、合併により担当区域が増大しているうえ、地域あるいは農業委員・推進員との関係性も希薄になっている中で、本通知に示されたような詳細な活動記録簿を農業委員・推進委員と共に作成することは困難を極める状況である。

○本年2月の農水省経営局長通知及び農地政策課長通知においては、各委員が日々の活動を記録する、活動記録簿の様式も全国的に統一され、これまで以上に詳細な記録保存が求められたことから、委員の活動記録簿の作成に係る負担が増大するとともに、事務局職員にとっても、委員への周知や記載方法の指導、提出された活動記録簿の内容確認に係る事務量が増加し、他業務に支障をきたしている状況にある。

○推進委員等には、農業経営の傍ら農業委員会活動を実施してもらっているが、推進委員等が毎月提出する活動記録簿は、全国的に活動日数目標を10日と指定され、業務が過大となっている。また、委員の中には、定期的な記帳が不得意な者もいることから、活動をしなくても記録が漏れることも多いため、後から確認作業が発生するなど、事務局職員の負担も増えている。

○国が示した通知（令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知）に基づく農地集積率等の目標設定において、実現不可能な高い目標設定を行わなければならない市町村もあり、農地利用最適化推進委員等のモチベーションの低下や、目標達成度に応じて交付される交付金の減額により、農地利用最適化活動の低下が懸念される。また、市町村農業委員会事務局の職員は兼務が多いため、今後の業務量の増加に伴う人員不足が懸念される。

○農地の集積目標について、市街化区域内農地が大半を占め、集積可能面積の母数が少ない本市のような都市部においては、現実と乖離した目標を設定せざるを得ない。また、農地利用最適化推進委員に係る活動日数

等の目標についても、達成状況の評価が低くなる可能性が高く、委員の努力が低いと捉えかねない状況である。

各府省からの第1次回答

1 農業委員会の最適化活動(農地の利用集積、遊休農地の解消等)の内容・成果は、地域の農業者に対して「見える化」することが重要である。

このため、全国農業会議所においては、平成14年から各農業委員会に対し活動記録簿を作成するよう推進してきたところ。

一方、規制改革推進会議では、令和2年7月の答申で農業委員会の活動が農地利用の最適化にどれだけ貢献したのかが明らかでないとの指摘がなされ、同月の規制改革実施計画では、「農業委員会について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる」とされている。

この閣議決定を踏まえ、農水省・規制改革推進会議において議論を行った結果、令和3年6月の規制改革実施計画において、「全ての農業委員会で最適化活動に係る目標を定めるとともに、推進委員等が、毎年度、具体的な活動を記録し、農業委員会において評価の上、その結果を公表する仕組みを構築する」等が閣議決定された。

農業委員会系統組織でも、令和3年12月の全国農業委員会会長代表者集会において、「全国全ての農業委員会で意欲的な成果目標と活動目標を設定するとともに活動の進捗管理を徹底しその実現を目指すこと」を決議している。

2 これらを踏まえ、農林水産省において、令和4年2月、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知)を发出し、

- ① 全ての農業委員会が毎年度、最適化活動に係る目標を設定すること、
 - ② 全ての推進委員等が最適化活動の内容を活動記録簿に記録すること、
 - ③ 農業委員会において活動実績と目標達成状況を点検・評価すること
- 等について、農業委員会系統組織に対し求めたところである。

3 最適化活動に係る目標は、活動日数目標と成果目標を定めることとしている。

このうち活動日数目標については、農業委員会系統組織における統一的な取組として設定することとしており、農業委員会系統組織では、地域の事情を勘案しつつ、各農業委員会で目標設定するよう指導していると承知している。

4 また、成果目標については、例えば農地の利用集積目標は、

- ① 農業委員会の「農地利用最適化指針」において、目標を80%以上に設定している場合は当該集積率
- ② これに該当しない場合は、都道府県の「農業経営基盤強化基本方針」において設定された目標
- ③ さらに、当該基本方針に即して市町村ごとの目標が示されているときは当該目標を、それぞれ設定することとしている。

さらに、市街化区域の市区町村及び東日本大震災による被災市町村については、別途の目標を設定する旨を定めている。

このように、成果目標についても、地域の実情に応じて設定できるようにしている。

5 活動記録簿の作成については、上述のとおり、平成14年より全国農業会議所が推進してきているが、改めて、令和4年5月31日の全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員、推進委員による活動記録簿の記帳を徹底する」旨の申し合わせ決議をしたと承知している。

農林水産省においては、推進委員等の活動記録簿作成に係る負担を軽減するため、令和3年度補正予算において農業委員会のタブレット装備予算を計上し、推進委員の2人に1台以上配布することとしている。タブレットを利用することで、タッチパネルにより活動記録簿が作成できるようになるとともに、各推進委員等の活動量が自動的に集計されるようになり、推進委員等及び事務局の事務負担軽減が図られると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

成果目標のうち、農地の利用集積目標については、農業委員会自らが80%以上の目標を設定していない場合、都道府県が定めた目標を目標として設定する(都道府県が定めた目標に即して市町村ごとの目標設定の考え方が示されているときは当該目標を目標として設定可能)とされているが、都道府県が一律に定めた目標を強制されるため、実質的には成果目標の設定主体である農業委員会の考え方が反映されず、市町村の実情に応じて目標が設定できる仕組みとなっているとは言い難い。また、他の成果目標(遊休農地の解消、新規参入)にかかる考え方についてもお示しいただきたい。

また、活動日数は農地利用最適化交付金の算定基準となっているため、当該交付金要項に定められた活動日数が大きな要素となり交付金が算出される仕組みとなっており、実質的に地域の実情に応じた目標設定に影響

を及ぼしている。

活動記録簿については、具体的にいつからタブレットの利用が可能となるのか、スケジュールをお示しいただきたい。また、自身の営農と一体的に行われる日々の農地の状況確認や声掛け等の日常的な活動の記載、活動の分類や相手方の情報、活動の成果など記入項目が多岐にわたること、活動内容の詳細を記入する必要があることなど、一定数のタブレットの導入をもって負担の軽減が図られるとは言い難い。

このように、成果目標及び活動目標の地域の実情に応じた設定や、活動記録簿の作成等の事務負担軽減は、農林水産省が想定するようには実現していないのが実情であり、地方の声を踏まえ提案に寄り添った実効性のある対応を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標の設定等については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

【全国町村会】

町村からは、地方の現状と乖離している部分があることや、農業委員の負担が増えた等の意見もあることから、提案団体の意向を踏まえ、地域の実情に応じた活動日数目標及び成果目標の設定が可能である内容等の周知徹底をするとともに現場の意見を反映し、丁寧な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

成果目標について地域の実情に応じて設定できるようになっているとのことであるが、提案団体は、例えば農地の利用集積目標について、国が示す高い目標に即して都道府県や市町村の目標を設定することとされているため、実質的に地域の実情に応じた目標設定ができないと主張している。地方の声を踏まえ、地域の実情に即した目標設定ができるようにすべきではないか。

活動記録簿について日常的な活動も含めて詳細な活動報告を求めるなど、令和4年2月発出の通知による規律が詳細に過ぎることで地方の裁量を狭めており、地方の自主性、自立性を損なうこととなっていないか。

各府省からの第2次回答

1 国では、平成25年に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、令和5年度末までに農地の8割を担い手に集積する目標を掲げている。この目標を踏まえ、全ての都道府県で、地域の実情を勘案し目標が設定されている。

2 市町村の目標については、都道府県と市町村の間での話し合いを踏まえ、設定されるものと承知しているが、現在、6府県（岩手県、福島県、千葉県、長野県、京都府、兵庫県）において、市町村又は地域毎に目標が設定されている。

3 今般の農地の利用集積目標については、農業委員会系統組織の意見も踏まえ、

① 市町村の目標が設定されている場合は、当該目標とすること

② 全域が市街化区域の市区町村は、目標を定める必要がないこと

③ 都道府県目標の達成に向けた各年度毎の目標は、農業委員会が地域の実情に応じて弾力的に設定できること

等、地域の実情に応じて設定できるようにしている。

4 上述したように、現行の農地集積率目標は、令和5年度が期限であり、その後の取扱いについては、現行の目標に係る検証を行った上で検討していくが、その際には、都道府県・市町村とも十分な意思疎通を図っていく

考えである。

5 農地利用最適化交付金については、推進委員等の活動日数を算定要素としているが、これは、規制改革実施計画を踏まえ、推進委員等の活動をより後押しするために設けたものである。

活動日数については、農業委員会系統組織の意見や推進委員等の現場実態を踏まえ設定しているところである。

6 タブレットについては、世界的な半導体不足から導入が遅れていたが、令和4年7月より、予算措置がなされた市町村から、順次配付しているところであり、令和4年内には全ての農業委員会へ配付できるようにする考えである。

7 活動記録簿については、活動の日時・場所、活動相手の氏名・属性・意向、活動結果など、活動の「見える化」に必要な項目を国が統一的に示すこととしている。

また、入力に当たっての負担を軽減するためにタッチパネルにより作成できるようにしているほか、全国農業会議所・37 農業委員会の意見を踏まえ、簡易な入力方法や見やすい画面構成が可能となるようアプリの開発を行っているところである。

8 既にタブレットの配付が完了した農業委員会からは、

① GPS機能が搭載されているので、農地パトロール実施時に現在地の把握や圃場の位置確認が容易となった

② 現地確認調査後の集計作業について、これまで1ヶ月を要していたが、タブレットの導入により約1日で作業が終了した

等の声が寄せられているところである。

こうしたタブレットの活用事例を横展開するとともに、現場の意見を踏まえ、必要に応じて推進委員等の負担軽減策を検討していく考えである。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(3) 農業委員会等に関する法律(昭26法88)

農業委員会による最適化活動(6条2項)については、農地利用最適化推進委員等が円滑に活動することができるよう、現場の実態に応じ、不断の見直しを行う。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

202

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

農用地利用配分計画・農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減

提案団体

岐阜県、高知県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農用地利用配分計画又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「改正法」という。)施行後の農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可について、新規に権利設定を行う場合と既存の権利を更新する場合とで認可要件や添付書類を別に規定し、更新の場合の認可要件を緩和するとともに添付書類を削減することにより、都道府県知事の認可に係る事務負担を軽減することを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

農地中間管理事業の推進に関する法律(以下「機構法」という。)第18条第1項に基づき農地の賃借権の設定等を行う場合、都道府県知事は、農地中間管理機構(以下「機構」という。)が作成した農用地利用配分計画を認可することとなっている。

【生じている支障】

農用地利用配分計画の認可については、新規に権利設定を行う場合と既存の権利を更新する場合とで区別がないため、更新の場合には本来確認が必要な要件は限られているにもかかわらず、全ての要件につき確認作業が生じ、事務が煩雑となっている。例えば、受け手が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることを求める要件(機構法第18条第5項第3号)は、更新の場合には当然に満たすものと考えられることから、改めて確認を行う必要はないと考える。

また、認可申請に係る添付書類については、同一の者に再度の権利設定を行う場合にはその者に係る一部の書類の省略が認められている(農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条第3項)ものの、更新と新規の場合とで区別がないことから、当県では、やむを得ず、実務上添付書類を省略せずに提出を求めざるを得ないと判断しており、事務の煩雑につながっている。

特に、農地の貸付期間を原則10年として設定していることから、平成26年度の制度開始から10年を迎えて以降は、現状の新規権利設定事務に加え、今後、既存の権利更新のための農用地利用配分計画の認可申請が急増し、年によっては現在の約2倍の件数となることが見込まれており、事務負担がさらに増大すると考えられる。

(参考)【当県の場合】

平成26年度～令和3年度(8年間)貸付け農地実績 72,561筆(平均9,070筆/年)

令和4年度から予想される新規契約の農地筆数 平均8,000筆/年・①

令和4年度から予想される契約更新の農地筆数 平均10,000筆/年・②

合計[①+②] 平均18,000筆/年(最大20,433筆/R7)

【改正法による制度改正について】

改正法の施行後においては、農用地利用配分計画は農用地利用集積計画と統合され、農用地利用集積等促進計画となる。都道府県知事は、機構が作成した農用地利用集積等促進計画を認可することとなるが、農用地

利用集積等促進計画についても、引き続き新規・更新の区別はなく、更新の場合であっても全ての項目及び添付書類の作成や確認作業が生じる状態には変わらないため、事務の煩雑さは改善されない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県知事の認可に係る事務負担が軽減される。併せて、機構の農用地利用配分計画（改正法では農用地利用集積等推進計画）の作成の簡素化につながり事務負担の軽減や迅速な事務処理が可能となる。また、農地集積に係る推進活動や、同計画の新規分の認可に係る確認作業に時間を割くことができ、担い手への農地集積の進展等が期待される。

根拠法令等

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項、同条第 5 項第 3 号、同項第 4 号、同項第 5 号、同項第 6 号

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第 12 条第 2 項、同条第 3 項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）施行後の農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項、同条第 5 項第 2 号、同項第 3 号、同項第 5 号、同項第 6 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、白鷹町、群馬県、川崎市、長野県、関ヶ原町、静岡県、豊橋市、兵庫県、徳島県、宮崎県

○農地中間管理事業は、集積された複数の地権者が所有する農地を担い手が一括して集約利用できることから、経営効率化を図る上で有効であり、当県においても年 1,000 ヘクタールを目標に、本事業による担い手への農地集積を推進しているところである。しかし、本事業は、利害関係人への意見聴取や知事への協議等の法定手続きを要し作成書類も多く、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の場合と比較すると事務負担が大きいことが課題である。令和元年 5 月の法改正により、契約時の一部の事務が簡素化され、作成書類の削減が図られたものの、現行法では更新時に、初回契約時と同様の契約内容であっても新規契約と同等の事務手続が必要となることから、今後、新規集積の契約事務と並行して更新事務の負担増大が予測され、新規集積の推進に支障を来すことが懸念される。

○現状では、中間管理事業による貸借面積 3,965ha、市町村における利用権設定面積 24,585ha と 6.2 倍になっている。令和 3 年度単年度の中間管理事業による貸借面積が 588ha、市町村における利用権設定がなくなり、農用地利用等促進計画に統合されると、単純計算で $588\text{ha} \times 6.2 \text{ 倍} = 3,645\text{ha}$ となる。更新により上乗せとなってくる面積が、令和 5 年度 22ha、令和 6 年度 138ha、令和 7 年度 417ha、令和 8 年度 486ha、令和 9 年度 955ha なので、令和 9 年度には、 $3,645\text{ha} + 955\text{ha} = 4,600\text{ha}$ を県で認可することが想定される。令和 3 年度では、588ha のうち 390ha が一括方式であるため、実質的には、198ha が県の認可になっている。

よって、令和 3 年度 198ha であった県認可が令和 9 年度には 4,600ha と 23 倍に増加することになり、現状の手続方式の延長線のまま実施することは、人員確保の面で困難である。

○当県における農地貸付期間は令和 3 年度でみると、最も多いのは 5 年、続いて 10 年であり、この 2 期間で全体の半数以上を占める。近年では本事業開始当初より取り扱い件数が年々増加しているとともに、5 年契約と 10 年契約が今後同時に更新時期を迎えるため、件数の急激な増加が予想される（これまでの 1.3～1.5 倍）。さらに、制度改正によって利用権分の事務が増加することを想定すると抜本的な事務の簡素化が必要となる。

○当県では、貸し付け期間を 5 年で設定している案件も多く、既に更新時期を迎えている。期間が満了し、再設定となる場合でも、同様の事務手続きが必要となるため、現場での大きな負担となっている。

各府省からの第 1 次回答

令和 4 年 5 月、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が成立したところ。本法律では、農地の将来像である目標地図を含む地域計画を法定化し、目標地図の実現に向けて、農地中間管理機構（以下「農地バンク」という。）の活用により農地の集約化等を進めていくこととしている。

具体的には、農業委員会が、農地の出し手・受け手の意向等を基に、農地バンク・農協・土地改良区等の関係機関と協議の上、目標地図の素案を作成した上で、市町村が最終的に目標地図を策定することとしている。

このように本法律の施行後、農地バンクが作成する「農用地利用集積等促進計画」（以下「促進計画」という。）

は、農地バンクが主体的に権利移動を行うための計画から、目標地図に即して権利移動等を行うための計画に

衣替えすることとなる。

目標地図は、「農業を担う者」ごとに利用する農地を定め、これを地図として表示するものであり、地図の作成段階で、農業委員会等が「農業を担う者」に相応しいかどうか等を審査することになるため、従来、配分計画の作成の際に求めていた書類は大幅に簡素化する。

また、「農用地利用集積等促進計画」の認可権限について、地方自治法に基づき、都道府県条例の改正により、都道府県知事から市町村長へ移譲を進めることとしている。農水省では、改正作業が円滑に進むよう、都道府県条例の改正案のひな形を作成し、都道府県に対して提示することを考えている。

これらにより、従前の「農用地利用配分計画」と比べて、都道府県や農地バンクの事務負担は大幅に軽減されるとともに、手順のスピードアップ化が図られると考えている。

御提案の賃貸借等の更新に係る認可要件の緩和について、都道府県知事の認可は、農地バンクからの農地の受け手が、①農用地の全てを効率的に利用する、②必要な農作業に常時従事する、ことを担保するために設けており、この認可をもって農地法第3条の許可が不要となるため、これを緩和することは適当ではないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、更新(同一の受け手に従前の賃借権等と同一条件で再度設定)の場合、農用地利用配分計画(配分計画)の認可要件のうち受け手の農用地の利用や農作業の常時従事などの要件は改めて確認せずとも当然満たすと考えられることから、法律上新規と更新を区別する(例えば、新規と更新とで認可要件や添付書類を別に規定し、更新の場合は確認事項と添付書類を一部省略する)ことで、更新の場合の認可手続き事務の簡素化を求めるもの。更新の場合に係る認可要件の実体的な緩和を意図するものではなく、「①農用地の全てを効率的に利用する」、「②必要な農作業に常時従事する」ことの担保を損なうものではない。

改正法施行後の農用地利用集積等促進計画(促進計画)については、「書類は大幅に簡素化する」ということだが、簡素化の内容について具体的にお示しいただくとともに、施行規則の改正にあっては、提案の支障や現場の実態を踏まえた上で、省略が可能となる添付書類を明確にした規定としていただきたい。

なお、現行法においても施行規則上は、同一の者に再度権利設定を行おうとする場合の一部添付書類の省略が認められているが、法律上の認可要件は新規と更新とで区別がないため、実務上添付書類の省略は困難と考える。促進計画においても同様の懸念がある。

また、促進計画の認可権限の市町村への移譲を進めるとされているが、現状農地バンクを介した農地の借受け・貸付けは、市町村を含めた関係機関が一体となって、出し手と受け手とのマッチングから配分計画(案)の作成に至る業務を行っている。市町村の業務が単純に増加しないよう、全体かつ細部にわたって事務負担の軽減を徹底すべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

更新の場合の添付書類が既に省略されていることについては、理解した。

一方で、法律改正にあたっては、令和4年2月9日に全国市長会から「人・農地プランの策定義務化等に関する緊急意見」が出されているものと伺っている。

改正された法律に関する部分や認可権限の移譲の推進については、市町村の意向も十分踏まえた上で検討されたい。

また、認可権限の委譲については、都道府県及び市町村双方のメリット、デメリット等を提示されたい。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、法改正や省令改正の内容等の周知徹底等、適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体

の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

第1次ヒアリングにおいては、現に権利設定を受けている者に再度同一の権利設定を行おうとする場合に限っては、現行法施行規則により、一部の添付書類の省略が可能となっているとの発言があった。

現行法令でも添付書類の省略は実質的に困難と考えている団体もあるため、省略が可能であるのならば、実情を把握した上で、速やかに再度周知を徹底すべきではないか。

第1次ヒアリングにおいては、改正法施行後、農用地利用集積等促進計画に係る添付書類は大幅に簡素化され、本人の同意書のみとなるとの発言があったが、他の添付書類は不要となるとの認識で相違ないか。

農用地利用集積等促進計画の認可権限について、都道府県から市町村へ移譲を進めていきたいということだが、都道府県の事務負担を単に市町村に転嫁しようとするのではなく、現場の声をよく聞いたうえで、提案に沿った方策を考えるべきではないか。

各府省からの第2次回答

現行の農用地利用配分計画(以下「配分計画」という。)における更新(同一の耕作者に対する従前の賃借権等と同一条件での権利設定)の際の添付書類については、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第12条第3項第1号及び第2号の規定により大幅な省略が可能となっていることから、この点について周知するとともに、当該規定による添付書類の省略を行っている都道府県における事例の横展開を図ってまいりたい。

また、農用地利用集積等促進計画(以下「促進計画」という。)に係る添付書類については、現行の措置に加えて、市町村が作成する地域計画に位置付けられる「農業を担う者」が新たに農用地等に係る権利を取得する場合に、農用地の全部効率利用及び農作業の常時従事を確認する書類等の省略が可能となるよう省令を改正することを予定している。これにより、促進計画の案(賃借権等の当事者の同意書を含む。)の提出のみで認可を受けることができるようになる。

なお、都道府県から市町村への認可権限の移譲については、都道府県において配分計画及び農用地利用集積計画の統合に伴う事務量の増加に対応できること、市町村において現行の農用地利用集積計画と同様に市町村の権限によって利用権設定手続を完結させることができること等のメリットがあるため、国としては都道府県条例の改正のひな形を示すことで権限移譲の取組を後押ししたいと考えているが、いずれにしても当該移譲については、都道府県と市町村が協議し、双方の合意の下、都道府県の判断で条例改正が行われるものと認識している。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

5【農林水産省】

(15)農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)

農用地利用配分計画の認可に係る申請の添付書類については、現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等について再度賃借権又は使用貸借による権利の設定を行おうとする場合には、添付書類の省略が可能(施行規則12条3項1号)であり、その旨を都道府県等に改めて示すとともに、当該規定により添付書類の省略を行っている事例を、都道府県等に通知する。

[措置済み(令和4年10月28日付け農林水産省経営局農地政策課長通知)]

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

203

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

森林経営計画制度における主伐量の上限見直し

提案団体

岐阜県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

森林経営計画の認定要件のうち主伐量の上限基準について、算定基準を見直し、森林経営計画内において十分な主伐量を確保できるよう緩和することを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

森林経営計画は、森林所有者(森林の経営の委託を受けた者を含む。以下、同じ)が、自ら森林の経営を行う森林を対象として作成する5年を1期とした計画で、森林所有者はこれを市町村の長などに提出して、当該森林経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる(森林法第11条)。

認定要件の一つに、「適正な伐採立木材積」があり、計画期間内に伐採することとされている立木の材積(間伐に係る立木の材積は除く)が、次の式により算出される材積以下であること(択伐複層林施業森林、特定広葉樹育成施業森林を除く)とされている。

$$\{ Z + (Vw - Vn) / T \} \times 5$$

Z=当該計画的伐採対象森林(択伐複層林施業を除く)の年間成長量

(木材生産機能維持増進森林にあつてはZに1.2を乗じて得た値)

Vw=経営計画始期における当該計画的伐採対象森林の立木材積

Vn=施業により定められた主伐を行う林齢における立木材積の1/2

T=主伐を行う林齢が同一である森林の面積に当該林齢を乗じて得た数値の総和を当該計画的伐採対象森林の面積で除して得た数値(加重平均)

【森林経営計画間の流用ルールについて】

認定を受けた森林所有者が自ら森林の経営を行うものに限って、森林経営計画間での伐採量の流用が認められているものの、計画作成数や認定面積の少ない林業経営体では流用が難しい。

【生じている支障】

上記により算定される主伐量の上限を超えるため、予定していた主伐区域を縮小した、森林経営計画の作成を見送ったなど森林経営計画制度が主伐の支障となる事例が報告されている。

また、森林経営計画に基づく伐採であれば所得税の特別控除が受けられるところが、計画作成を見送ることにより対象外となるため、立木所有者の不利益に繋がる恐れがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

コロナ禍で発生したウッドショックに加え、ロシア・ウクライナ情勢の影響で輸入材の調達不安視される中、国産材需要が一段と高まっており、主伐量の上限緩和により、川中・川下の転換需要に応えることができる。

また、主伐後の再造林を徹底することにより、将来の資源量を確保し、持続的な林業経営が可能となる。

加えて、森林の若返りによる二酸化炭素吸収量の増加、カーボンニュートラル実現への寄与も期待できる。

根拠法令等

森林法第 11 条第1項、第2項、第5項、森林法施行規則第 38 条第8号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、茨城県、可児市、関ヶ原町、滋賀県、宮崎県

○提案団体と同様、計画対象面積が小さく、想定する主伐量が上限を超過するため、主伐の計画量を縮小する事例があった。

各府省からの第 1 次回答

森林経営計画は小規模零細な所有構造にある我が国の森林において、経営管理の集積・集約化を図り、面的なまとまりを持って効率的かつ持続的な経営管理を実現し、森林の有する多面的機能を十全に発揮することを目的としており、森林資源の保続と持続的かつ安定的な木材供給の観点から、主伐の上限を認定基準に定めている。

山林所得に係る特別控除などの税制措置は、森林経営計画に従って認定森林所有者等が行う森林の施業及び保護が、短期的には伐採時期及び伐採量の選択制等がある程度制約されることに着目して講じられているものである。

主伐上限材積の計算は、対象森林の成長量をベースに現況蓄積で補正するものであり、人工林資源が本格的な利用期を迎えている日本においては、伐採上限量が成長量よりも多くなる計算方法となっている。また市町村森林整備計画において木材生産機能維持増進森林に設定された森林では、成長量を 1.2 倍として上限値を算出できるとしている。このほか、計画内での年度間の流用や共同作成者間での流用、自ら森林の経営を行う森林に限り計画間での伐採量の流用(原則として市町村森林整備計画を単位とした範囲内に限る)を認めている。

このように、森林経営計画の主伐上限材積の算出に当たっては、森林経営計画の目的を達成する範囲で最大限の主伐を可能としており、これ以上の緩和は困難である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

主伐上限材積の算定においては、伐採量が多くなるような補正が講じられているものの、主伐上限材積に達してしまうため予定していた主伐区域を縮小した、森林経営計画の作成を見送ったとの声が林業経営体から寄せられている。

また、計画作成数や認定面積の少ない林業経営体では計画間での伐採量の流用は困難であり、管理が煩雑になることもあり、当県での適用事例は1件に留まっている。

加えて、当県における令和3年度末時点で認定中の森林経営計画のうち、主伐上限材積に対する計画材積の割合が 90%以上となっている計画が5件、80～89%が7件あり、認定請求者において主伐計画を抑制している傾向が見受けられる。この他にも、市町村や県への相談がないまま、森林経営計画の作成を見送った事例があると考えられ、今後、主伐・再造林を推進していくにあたり、森林経営計画制度の主伐上限材積が足枷となることが危惧されるため、主伐上限材積の見直しを求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【秋田県】

当県スギ人工林については、森林資源構成が高齢級に偏ったものになっており、資源の循環利用を推進するため計画的な皆伐・再造林を進めて行くことが急務となっている。特に森林経営計画で属人計画を作成している場合は、計画間での伐採量の流用の対応ができなため、皆伐・再造林を進めたくても伐採計画を縮小変更せざるを得ない状況の相談も出てきている。このままでは、森林・林業基本計画に基づく目標の達成にも影響を与えかねない状況も想定されるため、主伐後の造林計画がある場合は、伐採量の緩和措置を設けるなど柔軟な検討を求める。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向を踏まえ、森林経営計画制度が主伐計画に支障をもたらすことがないよう自治体の実態に応じた適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

森林経営計画における主伐上限材積は、森林の有する多面的機能の発揮、森林資源の保続、持続的かつ安定的な木材供給の観点から定めているものであり、現行の算出方法は、森林経営計画の目的達成の範囲で最大限の主伐を可能としていること、伐採時期及び伐採量の制約に対して税制優遇措置が講じられていることから、これ以上の緩和は困難であることをご理解いただきたい。

一方、現行制度においても、計画内での年度間の流用や共同作成者間での流用、自ら森林の経営を行う森林に限り計画間での伐採量の流用のほか、木材の安定供給の確保に関する特別措置法に基づく事業計画の認定による特例もあり、これまで通常事務の中で相談を受ける事例では、現行制度で解決可能な事例も少なくないことから、主伐上限材積が森林経営計画の新規作成・変更の際に支障となった具体的な事例を把握するため、都道府県に対して令和4年内に調査を実施するとともに、支障事例のパターン毎に現行制度で活用できる手法を整理し、都道府県を通じて周知することを検討したい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(5) 森林法(昭26法249)

(ii) 森林経営計画(11条)における主伐上限材積(施行規則38条8号)については、森林経営計画の新規作成又は変更の際に主伐上限材積が支障となった具体的な事例を実態調査により把握した上で、支障を解決するために活用可能な手法を整理し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

209

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

農用地区域内における土地の用途区分の変更に係る面積要件の緩和または撤廃

提案団体

富山県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農用地区域内における土地の用途区分の変更に係る農業振興地域整備計画の変更について、現状では1ヘクタールを超えない場合「軽微な変更」が可能とされているが、「軽微な変更」を可能とする面積を2ヘクタールまでとする面積要件の緩和、または面積要件自体の撤廃を求める。

具体的な支障事例

【現状】

農用地区域内における土地の用途区分の変更に係る農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律施行令(以下「法施行令」という。)第10条第1項第4号において1ヘクタールを超えない場合は軽微な変更(※)が可能とされている。

※軽微な変更:変更の際の県の同意、及び計画案の公告縦覧及び異議申出期間(45日)が不要であり、通常の計画変更に比べて手続きの簡素化及び迅速化が図られる。

【具体的な支障事例】

本県では昨年来、農用地区域内の遊休農地等を活用し、1ヘクタールを超える農業用施設(牛舎)を整備したいとの相談が数件寄せられているが、1ヘクタールを超える場合、軽微変更の対象とはならず、市町村が定める農業振興地域整備計画の変更が必要となり、改正には計画案の公告縦覧及び異議申出期間(45日)を含め、約半年程度の期間が必要となる。

このため、相談してきた事業者からは、「なるべく手続きを早急に行い、スムーズに着工まで進めたいと思っているが、用途区分の変更に時間を要するとすると、資金面や今後のスケジュールに支障が出る可能性もある」といった困惑の声も上がっている。

※なお、「求める措置の具体的内容」において面積要件の緩和を2ヘクタールまでとしたのは、本県において相談を受けている上記牛舎整備に係る面積が最大1.7ヘクタール程度であるためである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

面積要件の緩和または撤廃により、手続きの簡素化や迅速化が図られることで、申請に係る事業者の負担軽減にもつながる。また、農用地区域内の用途区分変更を柔軟に行えるようになることで、地域の活性化や遊休農地対策、農業振興地域整備計画の達成に大きく寄与することが期待される。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条第1項第4号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、高崎市、川崎市、長野県、可児市、豊橋市、大分県

—

各府省からの第1次回答

市町村が定める農業振興地域整備計画の農用地利用計画において、農業の用に供すべき土地の区域として農用地区域を定めており、農用地区域内において、農用地と農業用施設用地等が交錯・混在することを避け、効率的に農業生産基盤整備及び農作業を行うために農用地区域内の用途区分を設定することとしている。

農業振興地域整備計画の変更を行う場合は、

①市町村の農業振興を図るための基本的な方策に関わるものであることから、市町村は当該計画を縦覧に供し、当該市町村の住民が意見書を提出することができることとされ、

②また、計画変更により周辺農地における農業上の利用に支障が生じる可能性があることから、農用地区域内にある土地の所有者等が異議申出を行えることとされており、

③加えて、都道府県が定める農業振興地域整備基本方針に沿った内容である必要があることから、市町村は都道府県知事に協議し、同意を得る必要があることとされている。

1ヘクタールを超えるような大規模な用途区分の変更は、周辺の農業上の利用に影響を及ぼすほか、農業用排水路の付け替え等が必要となる場合があることから、異議申出の機会の付与や都道府県知事への協議同意等の手続きを経た上で農業振興地域整備計画を変更する必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

軽微な変更を可能とするか否かの基準を1ヘクタールとしている明確な理由を本回答からは読み取ることができないが、ご回答のとおり、周辺の農業上の利用に影響を及ぼすような大規模な用途区分の変更の際に異議申出の機会の付与や都道府県知事への協議同意など一定の手続きを経る必要があることは理解できる。

一方で、遊休農地が増加傾向にある中、今後、例えば大規模に遊休化している農地の一部を用途変更する場合など、1ヘクタールを超えても周辺の農業上の利用に対する影響が少ないことも考えられる。事業者の負担軽減や手続きの簡素化、迅速化、及び地方の実情を勘案した制度の検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

農業振興地域整備計画の変更について、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

遊休農地であっても、担い手への集積等により適切に利用される必要があり、遊休農地であることをもって農業用施設用地への用途変更が可能となるものではなく、また、周辺の農地利用や農業用排水路の利用に支障が生じないとは言えないものとする。

一方で、具体的な支障事例において指摘されているように、農業用施設の整備の際に速やかに用途区分の変更を行うことは、農業振興の観点からも重要であると考えられる。

各市町村における取組として、例えば、用途区分の変更に係る希望を早期に把握し調整を進めることや農業振興地域整備計画の変更手続と農地転用許可の手続に係る調整を並行して進めること等により、一連の手続の迅速化が図られる。

また、農業振興地域整備計画を策定又は変更しようとするときの案の縦覧期間については、公告の日からおおむね30日間とされているが、この場合の30日間は例示であり、変更内容の重要性等を踏まえ、各市町村が地域住民等に対して整備計画変更案を周知するのに十分であると判断した場合は、縦覧期間を30日間よりも短くすることが可能である。

このような取組により、用途区分の変更に係る手続の迅速化を図ることは可能であるものと考えられる。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

242

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続について国土交通大臣への直接申請を可能とすること

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る国土調査法第19条第5項の認証申請の手続について、指定までの期間を短縮させるため、地方農政局長等及び事業所管大臣である農林水産大臣の経由を廃止し、都道府県知事から国土交通大臣に直接認証申請をすることが可能となるよう、制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る国土調査法第19条第5項に基づく認証申請の手続については、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取り扱い等について(昭和56年1月5日農林水産省農村振興局長通達)」により、都道府県知事は、確定測量の成果を、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に送付することにより認証申請を行うこととなっている。

さらに、国土調査法第19条第7項に基づき、事業所管大臣である農林水産大臣は、都道府県知事から認証申請のあった確定測量の成果を国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定をする場合、事前に国土交通大臣の承認を得るものとされている。

また、平成30年より、国土調査法第19条第5項に基づく認証申請の手続を行う際は、同様の手続により事前申請を行うこととなっている。

【支障事例】

当県では、事前申請を終え、令和2年12月に農林水産大臣に送付した16件の本申請全てが、令和4年3月時点で指定を受けていないなど、農林水産大臣を経由させることで申請から指定までに長期間を要しており、土地改良事業実施後も長期間地籍調査済みとならず、その成果の活用が遅れている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

土地改良工事実施後の測量成果が速やかに国土調査に準ずるものであることが担保され、早期にその成果が利用可能となる。

根拠法令等

国土調査法第19条第5項、第7項、国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取り扱い等について(昭和56年1月5日農林水産省農村振興局長通達)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

白鷹町、川崎市、新潟県、京都府、宮崎県、沖縄県

○農林水産省に対して令和3年2月、3月に本申請、令和3年5月、10月に事前申請を行っているが、令和4年6月時点で認証指定を受けておらず、その成果の活用が遅れている。
○提案団体同様、当県でも、認証申請してから指定までに長期間を要しており、早期に測量成果の活用ができていない現状である。
○当府においては、近畿農政局の事前確認の後に、近畿農政局に対して申請(資料送付)を行っているところ。令和2年に近畿農政局に申請前の事前確認で送付した5件の全てが、未だに申請書の正式な施行をできておらず事務処理が滞り、現時点(令和4年6月時点)においても申請書を送付できていない状況にある。よって、農林水産大臣を経由させることで申請から指定までに長期間を要しており、土地改良事業実施後も長期間地籍調査済みとならない状況にある。

各府省からの第1次回答

都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続について、国土交通大臣への直接申請も可能とする見直しを検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県、団体営事業における、土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続については、農林水産大臣を経由して国土交通大臣へ認証申請を行うことになるため、承認までの期間を要している。
現行制度を見直し、従来の農林水産大臣の経由については、国土交通大臣から農林水産大臣への情報提供に代替させるなどにより不要とすることで、承認までの期間を短縮し、確定測量の成果を早急に活用することができるものとする。
今回、国土交通大臣への直接申請も可能とする見直しを検討していただけるとのことで、速やかな事業実施のためにも、ぜひ実現していただけるようお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
申請から指定までの期間が短縮されるよう、事務の迅速化を求める。
【全国町村会】
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

都道府県、団体営事業における、土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続については、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について(昭和56年1月5日付け農林水産省構造改善局長通達)」を令和4年度末に改正し、令和5年度の申請から国土交通大臣への直接申請も可能とする見直しを行う予定である。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【農林水産省(4)】【国土交通省(11)】
国土調査法(昭26法180)
都道府県等が行う土地改良事業の確定測量に係る成果の認証申請(19条5項)の手続については、現行制度では、都道府県知事等から農林水産大臣に申請し、農林水産大臣が国土交通大臣の承認(19条7項)を得た上で、その成果を地籍調査の成果と同一の効果があるものとして指定することとしているが、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について」(昭56農林水産省構造改善局長)

を令和4年度中に改正し、令和5年度の申請から、都道府県知事等から国土交通大臣に対して直接申請することも可能とする。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

257

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

市町村食育推進計画の策定状況報告の廃止

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

市町村食育推進計画の策定状況報告の廃止

具体的な支障事例

当市では多様な関係者が食育に関する課題や取組の方向性を共有し、地域性に応じ、効果的に連携・協力して食育を推進していくために必要な計画として市町村食育推進計画を策定している。
同計画の策定は法的には努力義務とされているが、第3次食育推進基本計画(平成28年3月18日食育推進会議決定)で策定率目標100%とされており、毎年、国からも都道府県からも別々に計画策定状況の報告を求められている。
しかし、現行計画の対象期間中は基本的に状況が変わることはなく、毎年・全国一律での報告は不要であると考えられる。報告を求められる項目を計画中やホームページに掲載している場合や現行計画の対象期間中は報告を不要とするなど柔軟な対応を求めたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

報告に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

食育基本法第18条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、浜松市、京都市、徳島市、大分県

〇市町村では、農業水産部門の部署が食育部門を持っていない場合が多く、他部署に照会をかける必要が生じるなど、事務手続きが煩雑となっている。

各府省からの第1次回答

食育基本法に基づき政府として決定している第4次食育基本計画において、「食育基本計画を作成・実施している市町村の割合」についての目標値を定めているため、その進捗を確認する必要があるため、市町村のご協力により調査及び公表を行ってきたところ。
また、市町村の食育推進計画の策定状況については、食育推進評価専門委員会に毎年報告していることや、

閣議決定を要する食育白書において毎年引用していることから正しい情報である必要があるが、作業にご協力いただいている地方自治体の負担軽減の観点から、ご提案にあるように、例えば、計画を策定済みであり、かつ当該計画の有効期間が残っている市町村に対しては、計画に変更がない場合には報告を不要とする形とするなど工夫をしてみたい。

なお、市町村計画の策定状況については、政令指定都市に対しては地方農政局等から直接、その他の市町村に対しては都道府県を通じて報告を求めているところであるが、各農政局等に状況を確認した上で、必要に応じ、作業方法の徹底等の指導をしてみたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご回答のとおり、市町村食育推進計画の策定状況調査について、柔軟なご対応をお願いします。

なお、兵庫県に関しては、県下市町村の計画策定状況を把握されているため、毎年、国・県両方から照会が来ている状況。

他都道府県の様子はわからないが、政令市に関しては、都道府県経由での回答とするか、従来どおり政令市からは直接国に回答するが、県へは速やかに結果を共有いただくなどご配慮いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

食育推進計画の策定に係る報告については、計画に変更がない場合には報告を不要とするなどの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

市町村食育推進計画の策定状況調査については、「計画を策定済みであり、かつ当該計画の有効期間が残っている市町村に対しては、計画に変更がない場合には報告を不要とする形」とする等、市町村の負担軽減の観点から調査方法を工夫していただきたい。

毎年、国・県両方から同様の照会が来ている市町村もあることから、そのようなことがないよう、照会結果について国から県へ速やかに情報共有をいただく等の工夫をしていただきたい。

市町村食育推進計画の策定状況調査方法をどのように工夫するのか、また、作業方法の徹底等の指導をどのようにするのか、第2次回答において具体的に示していただきたい。

各府省からの第2次回答

以下の要請については、令和4年度以降に実施する食育計画等に関する調査は、

① 市町村の食育推進計画の策定状況の報告については、計画を策定済みであり、かつ当該計画の有効期間が残っている市町村に対しては、計画に変更がない場合には報告を不要とする

② 政令指定都市において、都道府県が国同様の調査を行わなくて済むよう、国の調査結果を速やかに都道府県に情報提供する

こととしたい。

5【農林水産省】

(13)食育基本法(平17法63)

市町村食育推進計画(18条)等に関する調査については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減するよう、令和4年度に実施する調査から、当該計画を作成済みであり、かつ、その計画の実施期間内である市町村に対しては、当該計画に変更がない場合には作成状況の報告を不要とする。